

スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン2
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～

関係機関との連携支援モデル

平成25年3月
神奈川県教育委員会教育局
支援教育部子ども教育支援課

はじめに

神奈川県教育委員会では、平成23年度から「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を立ち上げました。この推進会議では、産・官・学・民が一体となって学校を支え、学校がさまざまなリソースを活用して問題行動等の未然防止が図られるよう取組みを進めています。

その中の一つに「いのち守り合う関係機関との連携推進プロジェクト」があります。学校だけでは解決が難しい問題について、関係機関と連携しながら対応することで、問題の長期化・重大化を防ぐことを目的としています。

このプロジェクトでは、平成21年度から神奈川県教育委員会が配置しているスクールソーシャルワーカーが中心となり、学校が児童相談所や保健福祉事務所等の関係機関との連携を図り、児童・生徒が抱える問題の解決に取り組んできました。

こうした取組みの中で、学校と関係機関との連携が円滑に進んだケースには、共通点があることがわかりました。

また、スクールソーシャルワーカー連絡協議会等で、児童相談所や保健福祉事務所、市町村の児童家庭相談窓口や市の福祉事務所等と協議する中で「関係機関との連携が円滑に進むためのポイント」が明らかになってきました。

本冊子は、このプロジェクトによって得られた「関係機関との連携が円滑に進むためのポイント」や、これまで積み重ねてきたケースをもとに「モデルケース」を作成しました。

とくに、本冊子に示した「モデルケース」は、学校の中で起きる身近な問題を集めています。学校における問題行動等の初期段階において活用されると期待しています。

また、本冊子は、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～」(平成23年3月発行)の続編として作成しました。本冊子を、各学校における児童・生徒指導体制の推進と、関係機関との連携を図る際の有効な手引きとして、また、問題の要因を分析し、チームで支援を行うスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るために参考として御活用いただきたいと思います。

神奈川県教育委員会教育局
支援教育部子ども教育支援課長
笠原 陽子

スクール
ソーシャルワーク
とは

問題を人とその人が置かれた家庭環境等との関係においてとらえ、問題を抱えた児童・生徒とその置かれた環境への働きかけを行います。

学校だけでは対応が困難な事例は、関係機関等と連携して支援を行います。

チームで、社会福祉の視点をもって、働きかけを行います。その際、情報を集めて行動の要因を分析し、解決に向けた目標や手立てを協議し、役割分担を行います。

スクール
ソーシャルワーカー
(以下、SSWという)
とは

SSWは教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材です。

SSWの活用

SSWへの相談については、各学校の校長を通して当該の教育委員会に依頼します。

(詳しくは「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～」を御覧ください。)

はじめに

目次

序章

関係機関と連携・協働するために	1
-----------------	---

1

円滑な連携のためのポイント	3
---------------	---

シミュレーションが重要
役割や権限、連携方法を把握

2

モデルケース	4
--------	---

<資料> モデルケースの中には次のような事柄が記載されています	5
---------------------------------	---

シミュレーションをするには	7
---------------	---

(1) 指示や状況の理解が難しい児童	(市町村教育相談センター)	9
--------------------	---------------	---

(2) 落ち着きのない児童	(県総合教育センター)	13
---------------	-------------	----

(3) 集団活動で課題がみられる児童	(特別支援学校)	15
--------------------	----------	----

(4) 不登校	(市町村教育相談センター・教育支援センター)	17
---------	------------------------	----

(5) 児童虐待	(市町村児童家庭相談窓口)	19
----------	---------------	----

(6) 児童虐待	(県児童相談所)	21
----------	----------	----

(7) 精神的に不安定な保護者	(市町村のDV相談窓口)	23
-----------------	--------------	----

(8) 精神的な課題のある保護者	(県精神保健福祉センター)	25
------------------	---------------	----

(9) 養育状況に課題のある保護者	(県保健福祉事務所生活福祉課)	27
-------------------	-----------------	----

(10) 経済的に不安定な家庭	(市福祉事務所)	29
-----------------	----------	----

(11) 暴力行為	(県警少年相談・保護センター)	31
-----------	-----------------	----

(12) 外国につながるのある児童・生徒への支援	(市町村教育相談センター)	33
--------------------------	---------------	----

<参考資料> 児童虐待 早期発見のためのチェックリスト	35
-----------------------------	----

関係機関の役割 38

(1) 発達・学習など教育全般についての相談	39
・ 市町村教育相談センター	
・ 県総合教育センター	
・ 特別支援学校	
(2) 不登校についての相談	40
・ 市町村教育相談センター（再掲）	
・ 市町村教育支援センター（適応指導教室）	
・ フリースクール等	
(3) 児童・生徒に関わる相談や虐待の通告	41
・ 市町村児童家庭相談窓口	
・ 県児童相談所	
(4) 児童・生徒や保護者の精神保健についての相談	42
・ 市町村保健センター精神保健福祉担当課	
・ 県保健福祉事務所保健予防課	
・ 県精神保健福祉センター	
(5) 保護者の経済的な問題に関する相談	43
・ 市福祉事務所生活保護担当	
・ 県保健福祉事務所生活福祉課	
(6) DV（ドメスティックバイオレンス）についての相談	44
・ 市町村DV相談窓口	
・ 配偶者暴力相談支援センターかながわ県民センター窓口	
・ 配偶者暴力相談支援センターかながわ女性センター窓口	
(7) 非行・犯罪行為・いじめなどの相談	45
・ 県警少年相談・保護センター	
(8) 外国につながるのがある児童・生徒への支援に関する相談	46
・ あーすぷらざ	
・ 公益財団法人かながわ国際交流財団	
(9) 地域での見守りなど	47
・ 民生委員・児童委員・主任児童委員	

資料

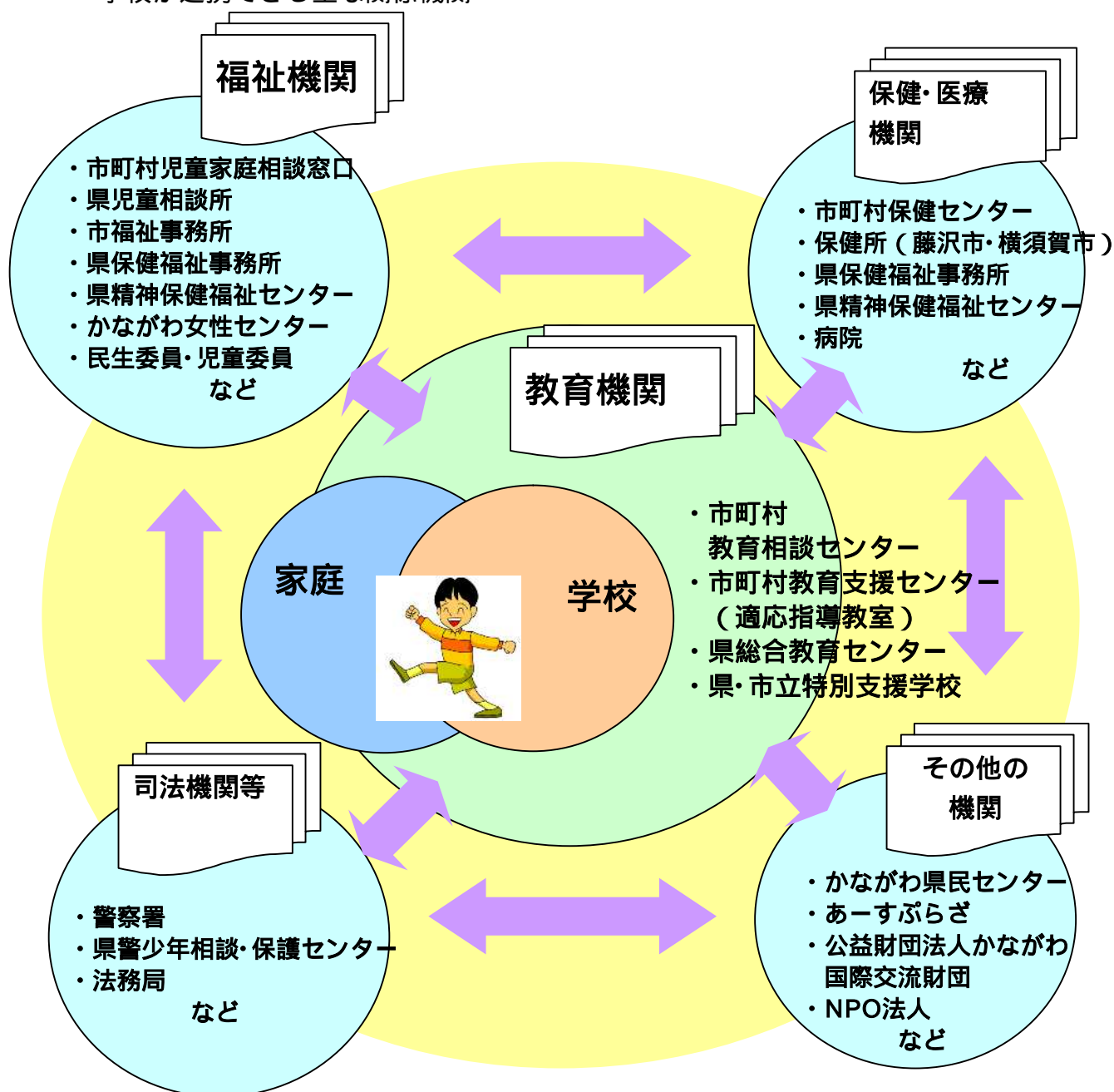
・ 関係機関の担当地域等	48
・ 関係機関の主なスタッフ	49
・ 関係機関所在地・連絡先等	50
・ 情報整理メモ（様式）	62
・ 参考URL	64

序章 関係機関と連携・協働するために

問題行動等の背景・要因には、学校生活だけではなく、家庭や生育に関する事など、子どもを取り巻く、様々な生活環境が複雑に影響しており、近年、対応・解決が困難な事例が増加しています。

そのため、学校だけでは解決できない課題に対しては、家庭はもちろん、民生委員・児童委員といった地域社会における社会資源、児童相談所や保健福祉事務所、警察その他の関係機関と相互協力して対応する必要があります。

< 学校が連携できる主な関係機関 >



学校が関係機関と「連携する」ための心構え

学校が関係機関と「連携する」ための心構えとして、スクールソーシャルワーカーの活動の中から見えてきたことは、次の3点です。

- ・ 学校が問題を抱え込まず、関係機関に丸投げしないで
- ・ 学校が主体となって、
それぞれの関係機関の役割を明らかにし
- ・ 専門性を生かしながら、
児童・生徒の抱える問題を解決する。

機関同士が、お互いに相手のできていないことを指摘し合っているだけでは、問題は解決しません。

「児童・生徒にとって何が最善の利益なのか」という視点で、それぞれの専門性を尊重しつつ、今できていることに着目・確認しながら、これからできることや優先すべき課題を整理し、連携をすすめることが大切です。

また、「学校との連携が円滑に進むためのポイント」を参考に例示します。

学校は各関係機関のできること、できないことを理解する。

学校は児童・生徒の抱える課題やその要因を見出し、学校としての短・長期的な指導方針や期限、役割分担などを明確に示す。

校長、副校長、教頭、教育相談コーディネーター、児童・生徒指導担当、養護教諭、学年担当、担任教諭などが「チーム」として児童・生徒に対応する。

情報の集約やケース会議の運営、さらに外部との連絡の窓口など、中心的な役割を担う教員を明確にする。

管理職が関係機関との連携について理解し、判断をする。

日ごろから、学校と関係機関は事案の初期段階から相談できる顔の見える関係となるようにする。

教職員は、児童・生徒への指導・支援に対して温かく深い「思い」がある。

1 円滑な連携のためのポイント

学校が、家庭・地域・関係機関等と円滑に連携・協働していくためのポイントとして、次の2点が考えられます。

シミュレーションが重要

いつ、どのように、どこと
連携の流れは

「2 モデルケース」へ

役割や権限、連携方法を把握

職務内容を理解
対応できる課題を理解

「3 関係機関の役割」へ



2 モデルケース

こんなときどうしますか？

クラスに落ち着いて行動することができず、授業中に教室から出て行ってしまいう児童がいます。

その保護者と面談をしたら、「家では落ち着いています。学校の指導が悪いのではないですか。」と言われてしまいました。



児童・生徒の課題を把握したら、担任が一人で抱え込まず、学校としてチームで対応する必要があります。

- ・ チームで対応するには
- ・ チームのリーダーの役割は
- ・ 学校だけでは解決が難しい課題についてどうしたらよいか

<参考> モデルケースの中には次のような事柄が記載されています。

モデルケース中の表記について

モデルケース中では次のように省略して表記しているものがあります。

モデルケース中の表記		正式名
校内	教育Co.	教育相談コーディネーター
	SSW	スクールソーシャルワーカー
	SC	スクールカウンセラー
	生担	生徒指導担当教員
	児担	児童指導担当教員
校外	総教C	県総合教育センター
	教育相談C	市町村教育相談センター
	支援C	市町村教育支援センター
	家児相	市町村児童家庭相談窓口
	要対協	要保護児童対策地域協議会
	県警C	県警少年相談・保護センター
	生安少年係	警察署生活安全課少年係
精神保健福祉C	県精神保健福祉センター	

「長期目標」と「短期目標」について

「長期目標」は学期や学年の終わりなど、ある程度長い期間を見通して期限を決めて立てた指導の目標です。

「短期目標」は「長期目標」の実現に向けて、2週間、1カ月、次の行事までなど、短期間の期限を決めて、そこまでの間で実現可能な具体的目標です。

チームで協議し「長期目標」と「短期目標」が決まったら、「短期目標」の実現に向けて、具体的な手立てと、役割分担を行います。

要保護児童対策地域協議会について

「要保護児童対策地域協議会」は、児童福祉法第25条の2において、地方公共団体が設置することと定められています。

「要保護児童対策地域協議会」の目的は、「要保護児童およびその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」です。

「要保護児童対策地域協議会」の対象は、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた児童・生徒に限らず、非行をしている児童・生徒なども含まれます。

SSW（スクールソーシャルワーカー）とSC（スクールカウンセラー）の違い

本県では、学校の相談体制の充実を図るため、中学校・中等教育学校・高等学校にSCを配置しています。

SCは「児童・生徒本人の心の問題」に注目することに対して、SSWは「児童・生徒を取り巻く環境」に注目し、問題の解決を図るといった専門性の違いがあります。

学校では、それぞれがもつ専門性の違いと機能について十分に理解を深め、児童・生徒の課題への対応として、いずれの機能が適切であるかを判断し、活用することで、教育相談体制の一層の充実が図られると考えています。

チーム支援のメリット

チーム支援のメリットは

- ・ 多様な情報が得られる
- ・ いろいろな視点から物事を分析できる
- ・ 構成メンバーの持ち味が生かせる

といった点に整理できます。

日ごろ当該児童・生徒とのかかわりが多い学年集団や、昨年度の担任、きょうだいの担任、養護教諭、教科担当、クラブや部活動の担当、SCやSSWなど、ケースに応じて関係者がチームを作り、情報を集めて分析することにより、問題の要因を見出し、多様な支援を行うことが可能になります。



シミュレーションをするには

学校において、児童・生徒の抱える課題の把握から関係機関との連携までは次のように進めることが想定されます。モデルケースもこの流れをもとに構成しています。

児童・生徒の抱える問題の把握

子どもたちの問題行動等を、現れている行動だけを捉えて表面的な指導をするのではなく、行動の背景に隠された要因を探る視点が必要。

情報の収集・整理

ポイント1

チームづくり：チームのメンバーとリーダーを決める。
情報整理：情報の集約と記録する人を決める。
アセスメント：情報を整理した中から考えられる問題の要因を探る。

校内におけるケース会議

ポイント2

指導の目標・具体的な手立て・役割分担や期限を検討し、指導方針を立てる。はじめようケース会議Q & A 神奈川県立総合教育センター 平成21年3月 http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf が参考になります。
学校だけでは解決が難しい場合は、学校として課題に応じた関係機関に相談する。

関係機関を交えてのケース会議

ポイント3

校内で検討した指導方針や整理した情報をもとに、学校と関係機関が話し合い、役割分担をする。

ポイント1

情報の収集・整理

チームづくり

- ・ 問題を把握したら、関係する教職員でチームを作ります。
- ・ ケースによって中心となる役割をする人（リーダー）を決めます。（教育相談コーディネーターや児童・生徒指導担当など）
- ・ 日ごろから、チーム支援のイメージをもっているとすばやく対応できます。

情報整理

- ・ 情報を集約する担当を決め、チームで多面的に情報の収集を行い、情報整理メモ（P.11～12参照）を作成して、情報を共有します。

アセスメント（見立て。情報から行動の要因を探る。）

- ・ 情報を記録・整理する中で、なぜこのような状態に至っているのか、問題行動等の要因を見出していきます。

ポイント2

校内におけるケース会議

- ・ リーダーが中心となって、関係する教職員を集め、ケース会議を開きます。
- ・ 情報整理メモを活用して、問題行動等の要因を探ります。
- ・ 長期目標と短期目標を決め、それぞれの期限を設定します。（P.5参照）
- ・ 短期目標を実現するための具体的な手立てを協議し役割分担をします。

（例）

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	本人に	1週間後までに	よい面・成長面に注目して言葉をかける
学年担当が	本人や学級に	時間を調整して	授業の様子を観察して、学年としてできることを探る
SCが	本人に	次回の勤務時に	授業の様子を観察して、適切な支援方法を検討する
養護教諭が	本人に	興奮時に	保健室でクールダウンさせる

- ・ 学校だけでは解決が難しい場合は、課題に応じた関係機関との連携について校内で協議し、学校として連絡し相談します。
- ・ 学校の窓口として関係機関に連絡する人は、電話等でケースの概要と指導方針、関係機関に相談したい内容を簡潔に伝えます。

ポイント3

関係機関を交えてのケース会議

- ・ 校内ケース会議で検討した内容と、ケースの進捗状況などを、関係機関とともに確認し、関係機関との連携・協働の方針を検討するための会議です。
- ・ 関係機関や学校ができることを明確にし、関係機関との役割分担を行います。

（例）

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
総教Cが	担任に	日程を調整して	本人の行動観察と指導への助言
管理職と担任が	保護者に	適時に	本人の状況と指導方針を説明する

- ・ これからの連絡方法や窓口、次回のケース会議の日時や次回の大まかな協議内容などを決めます。

1 指示や状況の理解が難しい児童

連携先：市町村教育相談センター

<ケース概要>

小学校3年生男子

- ・ 授業中の立ち歩きが多い。
- ・ 座っていても教科とは関係のない落書きや手遊びをしている。
- ・ 指示や状況の理解が難しい。担任に何度も同じことを聞き直して確認する。
- ・ ゲームや給食の配膳など、ルールがわかっているにもかかわらず、場面によっては衝動的に行動してしまい、結果としてルールが守れず他の児童とトラブルになることが多い。
- ・ 母親は、子どものトラブルへの対応に精神的負担を感じている。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 指示や状況の理解が難しい。ルールが守れずトラブルが多い。

情報の収集・整理

チームづくり：教育 Co.、担任、学年担当、前担任、養護教諭、SC、管理職
情報整理：教育 Co. が情報整理メモに集約した情報を記述した。
アセスメント：発達の課題が背景にあることが推測された。

校内におけるケース会議

長期目標（学年の終わりまでに）

本人が落ち着いて学校生活を過ごすことができる。

短期目標（1ヵ月後までに）

適切な指導・支援を行って、集団行動ができるようにする。

保護者との共通理解のもと、協力して本人の指導・支援を行う。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	本人に	次回ケース会議までに	本人が落ち着いていられる場面を探り、できていることに注目する
学年担当が	本人や学級に	時間を調整して	授業の様子を観察して、学年として支援できることを探る
SCが	本人に	次回の勤務時に	授業の様子を観察して、適切な支援方法を検討する
養護教諭が	本人に	すぐに	気持ちや困っていることを聞き取る

ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。

()内は連絡を取る窓口

- ・ 教育相談C：教育相談Cに状況を説明し、保護者と本人への対応について相談。本人の授業の様子を観察し、本人への適切な指導についての指導・助言。ケース会議への出席。（教育Co.）

関係機関を交えてのケース会議

教育Co.が教育相談Cに相談したうえで、保護者と本人に教育相談Cの紹介を行ったところ、保護者から教育相談Cへ相談したいという希望があった。

また、保護者から学校と教育相談Cが情報を共有することについて了解を得て、教育相談Cが実施する心理検査など、専門的な見立てをもとに本人の指導・支援を行うこととした。

教育相談Cが授業参観・本人の行動観察を行い、本人の発達特性や落ち着いて学習するための環境づくり等についての指導・助言がなされた。

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任と学年担当が	本人に	すぐに	言葉とともに表やイラストを活用するなど、指示の方法を工夫する
教育相談Cが	本人に	来所時に	課題の分析と対応方法を見立てる
教育相談Cが	保護者に	来所時に	生育歴や家庭での様子を聞き取る
教育相談Cが	学校に	適時に	心理検査の結果と適切な支援方法について助言

今後は教育相談C担当と教育Co.が窓口となり、連絡調整・情報共有を行う。

次回は約2週間後、心理検査の結果と、今後の対応について教育相談Cを交えたケース会議を開き協議することとした。

<ケース会議後>

本人の特性に応じた適切な指導・支援が行えるように、次のような学習環境の整備や指導方法の工夫を行った。

- ・ 全体への指示の後に、もう一度本人に声をかける
- ・ 苦手な気持ちが強い場合は、スモールステップで取り組ませ、できたことを1つずつ評価する
- ・ 整理整頓された環境を作る
- ・ 正面の黒板や壁面はできるだけ掲示物をはらずシンプルにする
- ・ グループ学習は構成メンバーに配慮し、できる活動を分担させる 等

現在も教育相談Cと情報共有を行い、SCが教育相談Cで実施した心理検査の結果を活用して本人との継続した面談を行い、その状況を担任と共有しながら指導を継続している。

また、校内におけるケース会議を継続して実施し、本人の状況について共通理解を図りながら、チームで支援を行っている。

母親に対しては、教育相談Cが継続的にカウンセリングを行い、母親が本人の発達の特性を理解したことにより良好な母子関係となっている。

こうした取組みにより、現在、本人は積極的に授業に取り組むことができるようになり、他の児童とのトラブルも減っている。



情報整理メモ(例)

個人が特定される情報は必要最小限で

氏名	A	男 女	生年月日
----	---	-----	------

				4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
1年(次)	組	番	欠席	0	0	0	1	2	1	1	0	0	1	1	7	
			遅刻	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	6
			早退	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2年(次)	組	番	欠席	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	4	9	
			遅刻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			早退	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3年(次)	組	番	欠席	3	2	0	0	1							6	
			遅刻	0	0	0	0	1								1
			早退	0	0	0	0	0								0
4年(次)	組	番	欠席													
			遅刻													
			早退													
5年(次)	組	番	欠席													
			遅刻													
			早退													
6年(次)	組	番	欠席													
			遅刻													
			早退													

ケース概要	<ul style="list-style-type: none"> 授業中の立ち歩きが多い。 座っていても教科とは関係のない落書きや手遊びをしている。 指示や状況の理解が難しい。担任に何度も同じことを聞き直して確認する。 ゲームや給食の配膳など、ルールがわかっているが、場面によっては衝動的に行動してしまい、結果としてルールが守れず他の児童とトラブルになることが多い。 母親は、子どものトラブルへの対応に精神的負担を感じている。 	家族図	<pre> 父親 ——— 母親 本人 弟 </pre>
家族・環境	会社員の父親と専業主婦の母親、弟（幼稚園児）の4人家族。		
学校生活	<p>全体的な印象 落ち着いた時は笑顔で友人と話し、集団行動ができる。担任にも休日の家族旅行について、自分から話しかけてくる。</p> <p>気になる様子 学習・行動場面で、担任に何度も同じことを聞き直して確認する。集団行動では他の児童と同じようには行動することができないことが多い。</p> <p>友人 1・2年生の時から仲の良い友人が数人いる。</p>		
校外での様子	地域のミニバスケットクラブで活動しているが、クラブの児童とのトラブルが絶えない。暴言や暴力に発展してしまうことがあり、他の児童の保護者から、苦情がクラブの責任者に伝えられている。		

本 人	基本的な生活習慣 身の回りの整理・整頓は苦手である。			
	行動の特徴 自分の思い通りにならないときに、暴言や衝動的な行動（ごみ箱やロッカーを蹴飛ばす）がみられる。			
	基礎学力等 教科により、偏りがみられる。図画工作の時間には、粘土で独創的な作品を作る。			
	言語・コミュニケーション 周囲の状況を読みとって発言・行動することが苦手である。指示を理解することができず集団行動から遅れてしまうことが多い。自分の感情を言葉で表現することが苦手である。			
	健康面 特に問題なし			
	社会性・対人関係 周囲の状況が読み取れず、トラブルに発展することが多い。一緒に遊びたい気持ちはあるが、ルールを守ることができないので、仲間に入れないことがある。			
	興味・関心 ブロックや昆虫図鑑といったものに興味を示す。			
気持ち・思い 集団で遊びたい、認められたいという気持ちがある。社会性やコミュニケーションに課題があるため、本人の思いどおりに行かない場面でトラブルが多く、注意を受ける場面が多くなってきている。				
アセスメント ・本人の意欲を引き出すための授業改善や、理解を支援するための環境整備 担任や学年担当等、多くの目で、Aが落ち着いていられる場面やできていることに注目し、授業の中でAの活躍できる場を設定するなど、授業改善を図り、環境を整える。 ・発達の特性に適した指導の工夫 問題行動の背景には、発達の課題が見立てられるので、教育相談Cと連携を図り、情報を共有し、助言を受けながら適切な指導を行う。また、保護者と共通理解を図り、協力して本人の成長を支えることが必要である。				
目 標	長期（学年の終わりまでに） 本人が安心して学校生活を過ごすことができるようにする。			
	短期（1ヵ月後までに） ・適切な指導・支援を行って、集団行動ができるようにする。 ・保護者との共通理解のもと、協力して本人の指導・支援を行う。			
手 だ て	誰が	誰に	いつまでに	どうする
	担任が	本人に	次回ケース会議までに	本人が落ち着いていられる場面を探り、できていることに注目する
	学年担当が	本人や学級に	時間を調整して	授業の様子を観察して、学年としてできることを探る
	SCが	本人に	次回の勤務時に	授業の様子を観察して、適切な支援方法を検討する
	養護教諭が	本人に	すぐに	気持ちや困っていることを聞き取る
	教育Co.が	教育相談Cに	すぐに	授業の様子を観察と、適切な指導についての指導・助言及びケース会議への出席を依

2 落ち着きのない児童

連携先：県総合教育センター

<ケース概要>

小学校1年生男子

- ・ 入学以来、授業中落ち着いて席に座ることができない。
- ・ ルールを守って行動することができず、自分の思い通りにならないと泣き叫び、担任一人では対応できない。
- ・ 最近は授業中に教室から出て行ってしまうことが多くなった。
- ・ 担任が母親に現在の状況について話したが「家では落ち着いている、担任の指導が悪いのではないか」との発言があった。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 落ち着いて行動することができない。授業中に教室から出て行く。

情報の収集・整理

チームづくり：教育Co.、担任、学年担当、養護教諭、SC、管理職
情報整理：教育Co.が情報整理メモに情報を整理した。
アセスメント：発達に課題があることがうかがわれる。

校内におけるケース会議

長期目標（学年の終わりまでに）

本人が落ち着いて学校生活を送ることができるようにする。

短期目標（1学期の終わりまでに）

適切な支援を行い本人が教室で過ごせるようにする。

保護者が学校での状況を理解し、子どもの現状を受け入れられるようにする。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	本人に	次回ケース会議までに	本人が集中して学習できる場面を探り、よい所や成長面に注目した言葉かけをする
学年担当が	本人・学級に	時間を調整して	授業の様子を観察して、学年としての支援の視点を探る
学校全体が	担任に	必要時に	必要な支援をする
SCが	本人に	すぐに	授業の様子を観察する
養護教諭が	本人に	興奮時に	保健室でクールダウンさせる

ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。

*（ ）内は連絡を取る窓口

- ・ 保育園：幼児期の状況と効果的な対応についての情報収集。（教育Co.）
- ・ 総教C：本人への適切な指導についての指導・助言、ケース会議への出席。

関係機関を交えてのケース会議

総教Cが授業参観・本人の行動観察を行い、本人の発達特性や落ち着いて学習するための環境づくり、指導を行ううえで配慮すべきことや言葉のかけ方についての指導・助言がなされた。

本人の行動の背景には、発達の課題があることが見立てられたので、学校での指導方法の工夫や、保護者との面談（適時）を行い、総教Cの利用を紹介することとした。

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	本人に	随時に	本人の気持ちに寄り添い、気持ちを言葉で表現できるよう促す
管理職が	保護者に	適時に	状況と現在の指導内容を伝え、総教Cを紹介する
総教Cが	本人に	相談があったときに	相談に対応できるよう準備する

今後は総教C担当と教育Co.が窓口となり、連絡調整・情報共有を行う。
 次回は1ヵ月後、総教Cを交えてのケース会議を行うことを確認した。

<ケース会議後>

総教Cからの指導・助言をもとに、落ち着いて学習できるよう環境を整備したことで、本人が教室から出ることが少なくなり、学習への意欲もみられるようになった。

管理職から母親に対して、学校の指導内容と本人の成長について話すと、母親からは養育についての悩みが語られた。

これまで、よくない話ばかりを担当から聞かされていたので、母親も本音で話すことができなかつたように見受けられた。

管理職が今後も学校と保護者が協力すること、必要に応じて総教Cへの相談もできることを伝え、母親から総教Cへの相談希望があった。

母親の了解を得て、教育Co.が事前に総教Cに電話連絡をして、学校からの本人・母親の現状を情報提供してから、母子の相談予約を行った。

母親と本人の了解のもと、総教Cでの相談内容や検査結果などを学校が共有することで、専門的な見地からの助言が学校での指導内容の向上へとつながっている。

学校で、本人の発達特性に応じた適切な支援を継続することで、本人は落ち着いて授業に参加し、元気に学校に通っている。



3 集団活動で課題がみられる児童 連携先：特別支援学校

< ケース概要 >

小学校 1 年生男子

- ・ 数名の男子児童が個別の支援を必要としており、男子児童らに担任が関わっている時間が多くなってしまふことで、学級全体が落ち着かない状況である。
- ・ 本ケースの児童は、給食、着替え、教室移動などが遅れがちで、担任の支援が必要である。とくに、鉛筆や消しゴムなど、小さなものをつまむことが苦手、ひとつの動作に時間がかかってしまふ。
- ・ 担任はできる限りの個別対応を行ってきたが、限界が生じている。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 日常生活動作に時間がかかり集団活動において困難がある。

情報の収集・整理

- チームづくり：教育 Co .、担任、学年担当、養護教諭、SC、管理職
 情報整理：教育 Co . が情報整理メモに情報を整理した。
 アセスメント：本人の特性に応じた支援が必要。

校内におけるケース会議

長期目標（1学期の終わりまでに）

本人が安心して学校生活を送ることができるようにする。

短期目標（1ヵ月後までに）

本人の特性に応じた支援を行い集団活動においてスムーズに行動できるようにする。

保護者に学校で個別に支援が必要であることを伝え、家庭との共通理解のもとに支援する。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	本人に	すぐに	本人が現在困っていることを具体的に聞く
学年担当が	本人や学級に	時間を調整して	授業の様子を観察して、学年として支援できることを探る
SCが	本人に	次回勤務時に	授業の様子を観察する

ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。

（ ）内は連絡を取る窓口

- ・ 幼稚園：幼児期の状況と効果的な対応についての情報収集。（教育 Co .）
- ・ 特別支援学校：巡回相談による適切な支援方法についての助言、ケース会議への出席。（管理職）

関係機関を交えてのケース会議

特別支援学校に状況を説明したところ、地域支援担当教員（P.49参照）と作業療法士（P.49参照）による授業参観と行動観察が行われた。その結果、本人の行動の特性や学習するための環境づくり、集団活動の際に配慮すべきことや自助具の活用等について専門的な指導・助言がなされた。

学級の中には注意が散漫になりやすい児童もみられるので、指導方法を工夫しながら、必要に応じて保護者と面談を行い指導・支援していくこととなった。

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任と学年担当が	本人に	すぐに	専門的指導・助言をもとに指導・支援を工夫する
管理職が	保護者に	様子を見て	現在の学校での生活状態と指導方針を伝え、家庭での協力を求める
特別支援学校が	担任に	相談があった時に	助言する

今後は特別支援学校地域支援担当教員と教育Co.が窓口となり、連絡調整・情報共有を行う。

今回は、発達状況や課題に応じて、学期に1度のケース会議を行う。

<ケース会議後>

特別支援学校地域支援担当教員・作業療法士から様々な道具や環境整備、指示の工夫が提示された。それらの支援方法の中でとくに本人に有効であったものが次の2点であった。

- ・ 細かい作業をしやすくするために座位を安定させるための滑り止めマット
- ・ 着替えスペース

着替えスペースは、教室の隅にパーテーションを置き、集中力が持続して、気持ちが落ち着ける環境を整備するものである。

その他にも様々な工夫が提示され、担任・学年担当と本人、保護者が知恵を出し合い学校での学習活動に活用している。

その結果、集団での活動に少しずつついていくことができるようになり、担任も本人の困り感を理解した適切な指示が出せるようになった。

また、担任が、教室環境を整備し、指示の仕方を工夫することによって、全ての児童にとって理解しやすい環境となり、教室全体が落ち着いてきた。

本人は積極的に学習に取り組んでいる。



4 不登校

連携先：市町村教育相談センター・教育支援センター

<ケース概要>

中学校3年生男子

- ・ 部活の生徒からのいじめをきっかけに中学2年生の2学期から不登校状態となる。
- ・ 担任と部活動顧問がいじめについての事実確認を行い指導した結果、加害生徒からの謝罪があり、一定の問題の解決が図られた。
- ・ しかし、本人の不登校状態は継続している。
- ・ 母親は不登校状態への対応に悩んでいる。父親は単身赴任中である。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 登校できない状態が継続している。

情報の収集・整理

チームづくり：教育Co.（生担）、担任、前担任、学年担当、部活動顧問、管理職

情報整理：教育Co.が情報整理メモに記述した。

アセスメント：本人の心理的な課題と母親の養育不安がうかがわれた。

校内におけるケース会議

長期目標（前期の終わりまでに）

不登校の解消・本人や保護者の意向を尊重した進路指導を行う。

短期目標（1ヵ月後までに）

本人への登校支援・母親の精神的安定と養育環境の整備。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	本人に	1週間以内に	現在の気持ちを聞き取る
SCが	母親に	次回勤務時に	現在の家庭での様子と母親の思いを聞き取る
教育Co.が	母親に	適時に	教育相談Cを紹介する

ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。

（ ）内は連絡を取る窓口

- ・ 教育相談C：本人の心理的な見立てと母親への支援。（教育Co.）
- ・ 小学校：小学校時代の様子について情報収集。（教育Co.）
- ・ 支援C：本人・保護者への支援について相談。SC・教育相談Cと情報を共有して、必要に応じて支援を要請。（教育Co.）

関係機関を交えてのケース会議

本人・母親から教育相談Cで相談を受けたいという希望があり、教育相談Cが母子面接を行ったところ次のような状況であった。

- ・ 母親は登校につながるよう、まずは学校以外に通所できるところが欲しいと考えている。
- ・ 本人も勉強したいという気持ちはあるが、まだ登校はできないでいる。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
担任が	本人に	随時に	家庭訪問により学習支援を行う
教育相談C	本人に	適時に	心理検査を行う
教育Co.	教育相談Cに	来所時に	ケースについての見立てを依頼する
教育相談C	支援C	適時に	本人の支援C通所につなぐ
教育Co.	支援C	本人の通所が決まり次第	支援Cの訪問と情報共有をする
管理職	市町村福祉課	すぐに	民生児童委員等の活用について相談する

今後は教育Co.が窓口となり、各機関と連絡調整・情報共有を行う。

担任は、本人と母親の状況に応じて支援Cを訪問する。

次回、1ヵ月後に教育相談Cと支援Cを交えたケース会議を行うことを確認した。

<ケース会議後>

まず、母親に対し、学校が各機関と情報を共有しながら支援することについて了解を得た。その後、教育Co.が中心となり、教育相談C・市町村教育委員会指導主事・支援C・担任・管理職・SCが参加して定期的な合同ケース会議を開催している。

教育相談Cで、母親からは父親不在による心理的な負担や不登校の悩みが語られた。また、母親は、本人が教育相談Cや支援Cにつながったことで安心感を持ったように見受けられた。

その後、母親は、「教育支援センターを利用する子どもの保護者会」に参加するなど、これまでの養育不安が徐々に改善され、本人に対しても余裕のあるかわりができるようになってきた。

本人は母親とともに教育相談Cで心理検査の結果や所見を聞き、今の自分の状況や課題について考えることができた。

その後、本人は支援Cに通い始め、休まず通っている。

担任が定期的に支援Cを訪問し、本人の様子を見ながら進路についても話題にしている。

卒業に向けて、進路相談を放課後の学校で行うなど、本人の気持ちも学校に向き始め「卒業式には出席したい」と話している。



5 児童虐待

連携先：市町村児童家庭相談窓口

<ケース概要>

小学校2年生女子：母子家庭。

- ・ 担任や養護教諭を独占してスキンシップを求めてくる。
- ・ ある日、担任が本人の両腕につねられたようなアザがあることを発見した。
- ・ アザの理由を尋ねると「大丈夫」と答え、口ごもってしまった。
- ・ 衣服や頭髮が不衛生な状態である。
- ・ 以前、担任から母親に電話連絡したが、「わかりました。気をつけます」と言うものの、改善されなかった。母親は早朝から深夜まで働いている。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 両腕につねられたようなアザがあった。不衛生な頭髮・服装である。

情報の収集・整理

チームづくり：教育 Co、担任、前担任、養護教諭、管理職

情報整理：教育 Co が情報整理メモに記述した。

アセスメント：情報を整理する中で、児童虐待が疑われた。

校内におけるケース会議

長期目標（できるだけ早く）

本人が安心して、学校・家庭での生活を過ごすことができるようになる。

短期目標（すぐに）

本人の安全を確保する。

母親の精神的・経済的安定と養育環境を整備する。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	本人に	すぐに	家庭での様子を聞き取る
校長が	市町村教育委員会	すぐに	状況と学校の方針を伝える
担当指導主事が	家児相に	すぐに	通告する

家児相への通告が受理され要保護児童となり、今後の本人の支援については家児相が主となり、学校が協力することとなった。

市町村児童家庭相談窓口主催によるケース会議

家児相が主任児童委員に近隣での様子や情報収集を依頼した。

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
家児相が	家庭に	すぐに	初期調査（P.37参照）と本人の安全確認を行う
家児相が	母親に	すぐに	連絡（訪問）して養育状況を聞き取る
主任児童委員が	家児相に	すぐに	情報収集の結果を報告する

市町村の「要対協」（P.5参照）のリストに要保護児童として掲載され、「要対協」の個別事案検討会には、教育Co.が学校の代表として参加する。

教育Co.が家児相と連絡調整・情報共有を行う。

<現在の状況>

市町村教育委員会から家児相の児童虐待主管課への虐待通告後、すぐに初期調査が実施されて安全確認された。

家児相が主体となり、慎重に様子を見守りながら家庭・学校での日常生活をサポートする「在宅での支援」を行うことになり、学校と情報を共有しながら支援を行うこととなった。

教育Co.が家児相の主催する「要対協」の構成員になり、ケースに関する情報交換や支援内容の協議を行っている。

学校は定期的に校内ケース会議を行い、教育Co.を中心に担任、学年担当、養護教諭、SC等が情報共有しながら、チームでの対応を継続している。

また、民生児童委員の地域での見守り、相談員の家庭訪問により福祉機関も継続的な支援を続けている。

その後、母親はハローワークの紹介により職を得て経済的に安定し、時間的・精神的な余裕が生まれた。

家庭での生活が安定したことにより、本人の衛生状態は改善され、学習にも意欲的に取り組めるようになった。

担任は本人とできるだけ対話し気持ちに寄り添いながら、学級で本人が活躍できる場を設定することを心がけ、現在、本人は笑顔で登校している。



6 児童虐待

連携先：県児童相談所

<ケース概要>

小学校4年生男子（義父と実母の3人家族。不登校傾向。）

- ・ 実母の再婚により、昨年度の途中で転入。
- ・ 遠足を機に登校を渋りがちになり、登校しても授業に集中できない。
- ・ 保健室の利用が頻繁で、発熱や嘔吐の症状がある。
- ・ 体調不良の訴えが養護教諭にあり、管理職同席で身体検査を行ったところ、太ももには熱湯をかけられたような火傷のあと、腕には複数のアザが発見された。
- ・ 家庭に連絡をしても保護者との連絡はつかなかった。
- ・ けがの治療が必要であるため、管理職と養護教諭が付き添って病院を受診した。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 太ももの火傷のあと・腕に複数のアザがあることを確認した。

情報の収集・整理

チームづくり：教育 Co.（養護教諭）、担任、児担、管理職
情報整理：教育 Co.が情報整理メモに情報を整理した。
アセスメント：児童虐待が疑われた。

校内におけるケース会議

長期目標（できるだけ早く）

本人が安心して、学校・家庭での生活を過ごすことができるようになる。

短期目標（すぐに）

本人の安全を確保する。
養育環境の整備と出席状況の改善。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
教頭と教育 Co. が	本人に	すぐに	家庭での生活状況を聞く
校長が	児童相談所に	すぐに	通告する
校長が	市町村教育委員会に	すぐに	現状報告と虐待通告をしたことを伝える

児童相談所への通告が受理され、今後の本人の支援については児童相談所が主となり、学校が協力することとなった。

児童相談所主催によるケース会議

学校からの通告を受けた児童相談所は、緊急受理会議を開催して方針を決め、担当児童福祉司が病院を訪問して本人の安全と状況の確認を行った。その後、児童相談所による調査・情報収集・所内会議を経て一時保護が決定した。（P. 37参照）

一時保護所の安全な環境や規則正しい食事、保育士のケア、通院加療を受けて、本人が落ち着きを取り戻した。

児童相談所の職員の方針や本人の現状を聞きながら、担任は一時保護所を訪ねて学習支援を行った。

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
児童相談所が	本人に	48時間以内に	本人の安全確認を行う（病院に迎えに来る）
児童相談所が	保護者に	すぐに	家庭の生活状況について調査・確認する
児童相談所が	学校に	すぐに	学校が把握している情報を収集する

本人を一時保護している間、児童相談所は保護者に面接を行った。家庭訪問も行い生活状況や養育環境の調整や保護者の心理カウンセリングを実施した。

一時保護の後、安全と安心を担保しながら子どもが家庭に復帰するよう支援を行うという児童相談所の方針が決められた。

今後も児童相談所が中心となり、本人の家庭復帰と登校に向けての助言や定期的な情報交換の場を設けることになった。

<ケース会議後>

児童相談所との連携のもとに、担任が「一時保護所」に定期的な訪問をして学習支援を行った。

児童相談所から「本人は担任の訪問をととても楽しみにしており、担任から渡される学習プリントやドリルに積極的に取り組んでいる。担任からの温かな励ましの言葉ややりとりが心の安定につながっている。」ことが伝えられた。

学校では、教育Co.が中心となり、校内ケース会議を実施して、児童相談所の助言を基にした指導計画を立案し、チームで指導・支援を行っている。

児童相談所がケース全体に対する、コーディネート機能を担い、再度の虐待発生の防止や家庭の機能調整を行っており、学校と緊密に連絡調整・情報共有を行っている。

担任とともに、養護教諭が定期的に本人の生活状況や身体の傷などに留意して対応し、現在本人は元気に登校している。



7 精神的に不安定な保護者

連携先：市町村のDV相談窓口

<ケース概要>

小学校2年生女子

- ・ おとなしい性格で目立たない。授業中の発言も少ない
- ・ 昼休みに級友が本人の髪についたゴミを取ってあげようとして髪に触れると、おびえた様子で級友の手を乱暴に振り払った。
- ・ そのままうつむいて泣いてしまったので、困った級友が担任を呼びに来た。
- ・ 落ち着いてから話を聞くと、家で父親から母親への暴力を見たことがわかった。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 身体に触れられることに過敏に反応する。心理的に不安定な状況。

情報の収集・整理

チームづくり：教育 Co.、担任、前担任、養護教諭、管理職
情報整理：教育 Co. が情報整理メモに集約した情報を記述した。
アセスメント：家庭内暴力が疑われる。

校内におけるケース会議

長期目標（できるだけ早く）
安心して生活することができる。

短期目標（すぐに）
暴力の被害者になることを（児童虐待）を予防する。
母親に対して状況に応じた相談機関を紹介する。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
教育 Co. が	母親に	すぐに	学校での出来事を報告し、家庭の状況を聞き取る
担任と養護教諭が	本人に	すぐに	家庭の状況の聞き取りと怪我の確認

ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。

（ ）内は連絡を取る窓口

- ・ 家児相：児童虐待（心理的虐待）についての相談とケース会議への出席。（教頭）
- ・ 市町村の DV 相談窓口（または女性相談窓口）
：DV 対応についての相談とケース会議への出席。（教育 Co.）

関係機関を交えてのケース会議

担任と養護教諭が本人に家庭での様子を聞き、本人への暴力行為は現在のところないことが確認された。

市町村のDV相談窓口（または女性相談窓口）からはDV被害者への基本的な対応の仕方について助言された。

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	母親に	すぐに	市町村のDV相談窓口（または女性相談窓口）を紹介する
市町村のDV相談窓口（または女性相談窓口）が	母親に	必要時に	相談に対応する
SC	本人に	次回勤務時に	カウンセリングを行う
担任と養護教諭が	本人に	随時に	本人とできるだけ対話し気持ちに寄り添う
家児相	本人に	必要時に	虐待通告に対応する

今後は教育Co.が窓口となり、各機関と連絡調整・情報共有を行う。

今回は少なくとも1ヵ月後までに状況に応じて、関係機関を交えたケース会議を行うことを確認した。

< ケース会議後 >

本人への直接的な暴力行為はないが、本人の不安感は強い状況であった。

担任と養護教諭が積極的に本人に言葉をかけ、継続して観察を行うとともに、SCがカウンセリングを実施している。

母親が相談窓口を訪れ、相談員が定期的に母親の心情を聴くことで相談員との信頼関係ができ、母親の精神的安定が図られた。

父親からの母親への暴力の背景には、諸要因が複雑に絡み合っていることが推測され、母親へのケアを糸口に相談員が家族関係調整を行うこととなった。

母親の精神的安定により、本人も安心感が生まれ教室でも笑顔が見られるようになった。



8 精神的な課題のある保護者

連携先：県精神保健福祉センター

<ケース概要>

小学校2年生女子・小学校4年生女子の姉妹（父母の4人家族）

- ・ 2学期の途中で他県より転入。
- ・ 4年生女子に他児とのトラブルがあり、担任が問題発生の経緯とその後の対応について母親に報告すると「いじめではないのか」「母子共に心理的なショックを受けて体調不良になった」等、攻撃的な訴えがあった。
- ・ 「子どもが学校には行きたくないと言っている」「学校には任せられない」という理由で姉妹はそろって欠席し、学校からの連絡は拒否されている。
- ・ 毎日のように、母親から長時間にわたる学校批判の電話があり、管理職が対応に苦慮している。
- ・ 母親は「学校が原因で体調不良となり心療内科を受診した」「全く改善しないのでもう受診しない」等の発言があった。
- ・ 学校は姉妹の状況を把握できない状態であり、教職員は対応に疲弊している。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 姉妹の不登校状態。母親からの攻撃的な訴え。

情報の収集・整理

チームづくり：教育Co.、各担任、学年担当、養護教諭、管理職

情報整理：教育Co.が情報整理メモに集約した情報を記述した。

アセスメント：母親の精神的な課題と父親不在の子育て状況がうかがわれた。

校内におけるケース会議

長期目標（学年の終わりまでに）

姉妹が安定して登校できるようにする。

短期目標（1ヵ月後までに）

姉妹への学習支援を行う。

母親に対しての精神的課題の対応について相談機関につなぐ。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	姉妹に	すぐに	欠席中の学習支援の準備をする
校長が	SSWに	すぐに	状況と学校の方針を伝え、ケース会議への出席を要請する
校長が	市町村教育委員会、教育事務所を通して精神保健Cに	すぐに	コンサルテーション（P.42参照）を依頼する

ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。

（ ）内は連絡を取る窓口

- ・ 市町村教育委員会：教育事務所（または市町村教育委員会）配置のSSWの派遣と、精神保健福祉Cのコンサルテーションを依頼する。（管理職）

関係機関を交えてのケース会議

SSWが県精神保健福祉C、児童相談所、家児相、市町村保健センターのケース会議への出席依頼を助言し、学校の指示のもとSSWが連絡調整を行い、各機関がケース会議に出席した。

状況の共通理解のもと各機関ができることを確認し、次のように役割分担を行った。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
学校が	姉妹に	継続して	欠席中の学習支援と登校への準備を行う
SSWが	家庭に	次回勤務日に	担任と共に家庭訪問を行う
精神保健福祉Cが	学校に	日程調整を行い	母親の心理的課題の分析と対応方法について具体的に助言
児童相談所と家児相が	姉妹に	必要時に	支援を行う
市町村保健所が	母親に	必要時に	相談を行う
市町村教育委員会が	学校に	要請時に	指導主事の派遣を行う
民生児童委員が	家庭に	すぐに	生活状況の確認と見守りを行う

今後は教育Co.が窓口となり、SSWの助言を受けながら各機関と連絡調整・情報共有を行う。

今回は1ヵ月後、関係機関を交えてのケース会議を行うことを確認した。

<ケース会議後>

関係機関を交えてのケース会議の実施により、学校の行うべきことが「姉妹への教育的指導」であることが明確になり、必要時には関係機関の支援が得られる状況ができた。

精神保健福祉Cのコンサルテーションを受けて、母親の抱える精神的な課題や症状・行動傾向について知識が深まることにより、教職員が安心して母親の対応ができるようになった。

窓口となっている管理職も、母親の訴えに適切に対応できるようになった。

学校関係者の母親への対応が変化することにより、感情的な訴えが軽減し、担任の家庭訪問が可能な状況になった。

姉妹の各々の担任がSSWとともに家庭訪問を積み重ね、父親の理解と協力を得ることができるようになり、姉妹から「学校に行きたい」という言葉が聞かれ、子どもの登校を拒む母親の強固な姿勢も緩和された。

現在は、地域での見守りと必要な時に活用可能な機関との連携が図れていることで、学校も安心して姉妹への指導・支援を行っている。



9 養育状況に課題のある保護者

連携先：県保健福祉事務所生活福祉課

<ケース概要>

小学校1年生男子・5年生女子の姉弟。

- ・ 生活保護受給中の母子世帯。
- ・ 姉弟とも忘れものが多く、衣服の汚れが目立つ。
- ・ 給食をよくおかわりする。
- ・ 遅刻が多く、休み始めると欠席が続くことがある。
- ・ 各担任や教育 Co. が何度も家庭訪問を行ったり電話連絡をしたりしているが、母親とは連絡が取れない状態である。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 姉弟の忘れ物や不衛生な状況と遅刻・欠席。

情報の収集・整理

チームづくり：学年主任（教育 Co）、各担任、養護教諭、管理職

情報整理：教育 Co. が各児童の様子を情報整理メモに記述した。

アセスメント：母親の不安定な養育状況・不規則な生活習慣がうかがわれた。

校内におけるケース会議

長期目標（学年の終わりまでに）

姉弟が安定した生活を送り毎日学校に登校できるようにする。

短期目標（学期の終わりまでに）

姉弟が意欲的に登校できるよう、指導・支援を行う。

母親との信頼関係を構築し養育について福祉的支援につなげる。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
教育 Co. が	母親に	すぐに	連絡を試み、養育で困っていることや生活状況等を聞き取る
各担任が	姉弟に	すぐに	健康状態を確認し、生活状況や困っていること等を聞き取る
養護教諭が	姉弟に	すぐに	健康衛生・栄養状態を確認する
管理職が	SSWに	すぐに	状況と学校の方針を伝え、ケース会議への出席を要請する

ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。

（ ）内は連絡を取る窓口

- ・ 保育園：幼児期の状況と保護者との連携についての情報収集。（教育 Co.）
- ・ 市町村教育委員会：教育事務所（または市町村教育委員会）配置のSSWの派遣。（管理職）

関係機関を交えてのケース会議

SSWが県保健福祉事務所のケース会議への出席依頼を助言し、学校の指示のもとSSWが連絡調整を行い、県保健福祉事務所からケースワーカーと子ども支援員がケース会議に出席した。

現在の状況について共通理解を図り、適時にケースワーカーや子ども支援員の訪問に学校が同行し、保護者と連絡を取ることにした。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
学校が	姉弟に	継続して	健康状態の把握と、意欲的に学校生活を送れるよう指導・支援を行う
ケースワーカーが	家庭に	すぐに	生活実態と課題を把握する
子ども支援員が	姉弟に	すぐに	衛生状態や生活リズムの確認を行い、養育について母親を支援する
民生児童委員が	家庭に	必要時に	生活状態の確認と地域での見守りをする

今後は教育Co.が窓口となり、県保健福祉事務所と連絡調整・情報共有を行う。

次回は1ヵ月後、県保健福祉事務所を交えてのケース会議を行うことを確認した。

<ケース会議後>

関係機関を交えてのケース会議の実施により、学校は姉弟の教育的指導を、保健福祉事務所は母親の支援をするという役割分担が明確になった。また、学校は保健福祉事務所の子ども支援員と連携を図り、協働しながら姉弟を支援することを確認した。

これまで福祉事務所の訪問や面接予約も破棄することが多い母親であり、家庭の状況や姉弟の様子が把握しにくい世帯であったが、学校との情報共有により、福祉事務所担当者が母親の精神状態や生活実態を把握することができるようになった。

ケース会議後にケースワーカー・子ども支援員がすぐに家庭訪問を行い、母親との対話をとおして、母親が精神的に不安定になりやすく、今後の生活の見通しに強い不安感を抱いていることがわかった。

母親はケースワーカーの助言により、精神科に通院し加療することになった。通院によって母親の精神的な不安感が軽減することにより、母親が家事や育児に少しずつ取り組めるようになってきている。

子ども支援員が学校と連携しながら定期的に訪問を行っていく体制が整備され、姉弟の生活状況も改善されてきている。

学校では教育Co.が中心となり、担任、学年担当、養護教諭が情報共有しながら、チームでの対応を継続している。

これまで姉弟は、忘れ物が多いなど、担任から注意を受ける場面が多かったが、各担任が、姉弟それぞれのよいところや成長に注目した言葉かけを行ったり、活躍できる場面を設定したりしながら指導・支援を行うことで、二人は意欲的に学校生活に取り組むようになった。

現在は忘れ物も少なくなり、遅刻することもなく毎日元気に登校している。



< ケース概要 >

中学校3年生女子

- ・ 夏季休業中に父親が会社から解雇された。父親は多額の負債を抱えていた。
- ・ 両親は離婚し、母親との母子世帯になった。
- ・ 経済的な理由で、母親から本人の進路変更を告げられた。
- ・ 本人は休み明けから遅刻・服装の乱れ・教職員への暴言が顕著になった。
- ・ 母親は精神的に疲弊しきっており、担任の家庭訪問でも涙ぐむだけである。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 進路変更の必要性が生じた・遅刻・服装の乱れ・教職員への暴言

情報の収集・整理

チームづくり：教育 Co.（学年主任）、担任、生担、部活動顧問、養護教諭、SC、管理職

情報整理：教育 Co. が情報整理メモに記述した。

アセスメント：家庭に経済的な課題がある。母親が不安定である。本人が自暴自棄になっている

校内におけるケース会議

長期目標（学期の終わりまでに）

将来への展望をもち、学習に取り組めるようにする。

短期目標（1ヵ月後までに）

適切な進路指導・生徒指導を行う。

母親の経済的・精神的な安定を図るため福祉的支援につなぐ。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任が	本人に	すぐに	現在の気持ちと家庭の様子を聞く
SCが	本人に	次回勤務時に	カウンセリングを行う
教育Coが	市福祉事務所 査察指導員に	すぐに	福祉制度や相談窓口について確認する

ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。

（ ）内は連絡を取る窓口

- ・ 市町村教育委員会：状況について連絡・報告し対応について相談する。
（管理職）
- ・ 福祉事務所：ケース会議への出席。（管理職）

関係機関を交えてのケース会議

現在の状況について共通理解を図り、福祉事務所から母子の状況に合わせた福祉的な支援の説明がされ、学校から母親に対して紹介することとした。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
教育Co.が	母親に	すぐに	福祉事務所の紹介をする
市福祉事務所 査察指導員が	母親に	相談時に	福祉制度や相談窓口について説明する
担任と生担が	本人に	すぐに	本人の気持ちを受け止め、進路について話し合う
SCが	母親と 本人に	必要時に	カウンセリングを行う

今後は教育Co.が窓口となり、市福祉事務所と連絡調整・情報共有を行う。
次回は1ヵ月後、市福祉事務所を交えてのケース会議を行うことを確認した。

<ケース会議後>

教育Co.からの紹介を受けて、母親自らが市福祉事務所の生活福祉担当部署に相談に行った。

相談を受けて、生活福祉課のケースワーカーが各種貸付制度や生活保護制度について説明を行い、相談を経て、生活保護の申請に至り、受給できることになった。

本人は、高校進学に際しての経済的な不安を抱えて自暴自棄な生活を送っていたが、経済的な支援を受けられることを理解し、生担や担任から具体的な進路指導を受けて、将来の展望を見出せるようになった。

母親はストレスから不眠と食欲減退を訴えていたが、精神科への通院を開始し体調が回復した。

学校は教育Co.が中心となり、市福祉事務所ケースワーカーと情報共有しながら、本人と母親との面談等、チームでの支援を継続している。

母親の精神的な安定と経済的な不安の解消、本人の進路の目標が具体的になったことで、現在高校進学・受験に向けて意欲的に学校生活に取り組んでいる。



11 暴力行為

連携先：県警少年相談・保護センター

<ケース概要>

中学校2年生男子 実父・継母・妹（乳幼児）の4人家族。

- ・ 学校で気に入らないことがあると急に激しく暴れることがあり、ロッカーや机を壊すなどの器物損壊行為を繰り返している。
- ・ 落ち着くと、教員の話を聞くことができるが、興奮時は教員につかみかかろうとすることがある。
- ・ 体育は熱心に取り組むが、教科によっては授業妨害をすることもある。
- ・ 担任が母親と面談を行い学校の状況を伝えると、母親からは「家庭でも母親や妹に対して暴言や暴力があり悩んでいる。」「父親が忙しく子育てにかかわることができない。」という相談があった。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 学校と家庭での暴力行為。

情報の収集・整理

チームづくり：生担（教育Co.）、担任、学年担当、前担任、SC、管理職

情報整理：生担が情報整理メモに状況を整理した。

アセスメント：本人の感情のコントロールと、父親不在の子育て、母親の本人の養育に対する不安。

校内におけるケース会議

長期目標（学年の終わりまでに）

本人が社会性を身につけ、進路に向けて前向きに取り組むことができるようにする。

短期目標（学期の終わりまでに）

授業に前向きに取り組むことができるようにする。

興奮したときにはクールダウンをするなど、感情のコントロールができるようにする。

家族の安全と母親の精神的疲弊感の軽減を図る。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
生担が	本人に	すぐに	本人の気持ちをていねいに聞き取り、継続した個別の対応を図る
SCが	本人に	適時に	本人の気持ちをていねいに聞き取り、感情を言葉で表現できるよう促す
体育担当が	本人に	授業時に	本人の自尊感情を高めるかわりをする
各教科担当が	本人に	授業時に	本人が意欲的に取り組める指導を工夫する
養護教諭が	本人に	興奮時に	保健室等でクールダウンさせる

ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。

（ ）内は連絡を取る担当者

- ・ 市町村教育委員会：学校訪問において対応への助言とケース会議への出席。（管理職）
- ・ 生安少年係・県警C：日ごろ市町村の生担会議に出席している担当者へのケース会議出席。（生担）

関係機関を交えてのケース会議

指導主事の学校訪問での観察により、本人への教科・生活指導において配慮すべきことについて指導・助言がされた。

警察との情報連携制度を活用し（または母親や本人の同意を得て）生安少年係に学校・家庭での状況を説明し、警察の観点からの指導・助言がなされ、母親と本人を県警Cにつなぐこととした。

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
生担が	母親に	すぐに	県警Cを紹介し、情報共有の了解を得る
生担が	県警Cに	すぐに	県警Cに連絡を取り、情報提供と今後の指導への協力を依頼する

今後は生担が窓口となり、県警Cと連絡調整・情報共有を行う。
次回は1ヵ月後、県警Cを交えてのケース会議を行うことを確認した。

<ケース会議後>

生担が本人の気持ちを聞き取る中で、本人の家庭での居場所のなさが語られた。

また、SCが本人の感情や行動について振り返る場面を作ると、本人から「暴力や暴言は悪いことだと理解しているが、無視されたりないがしろにされたりするとむしゃくしゃして物や他者にあたってしまう。」という言葉が語られた。SCから本人に対して、気持ちが高ぶったときにコントロールする方法を伝えた。

SC・生担による本人への対応とともに、体育をはじめ、本人にかかわる教員が授業の工夫を図り、少しずつではあるが本人が落ち着いて授業を受けられるようになった。

県警Cでは、本人と母親がそれぞれ定期的な相談を受け、母親が本人の気持ちを受けとめ、養育態度に余裕が生まれるようになった。

また、県警Cが父親の子育てへのかかわりについても助言し、本人と父親とが過ごす時間も増えている。

家庭での保護者とのかかわりが改善され、学校生活でも活躍できる場面を意識して設定することで、本人の態度や表情が変わってきた。

学校は保護者の了解のもと県警Cと情報共有を行い、共通理解のもとに、主に学校が本人を、県警Cセンターでは保護者を支援するという構造になった。

現在は気持ちが高ぶったときに、自分から保健室でクールダウンできるようになり、暴力行為はなくなっている。



12 外国につながるのある児童・生徒への支援 連携先：市町村教育相談センター

< ケース概要 >

中学校 1 年生男子

- ・ 母親は日本語での日常会話は難しい。
- ・ 中学校入学時に両親の離婚を機に他市から転入した母子家庭。
- ・ 本人は日常生活での会話は不自由なく行うことができるが、授業では理解できないこともある。
- ・ 特に数学では、基本的事項が理解できておらず、落ち着いて学習に向かうことができない。
- ・ 最近、遅刻や欠席が増えてきた。

児童・生徒の抱える問題の把握

- ・ 学習の理解が十分できず、遅刻や欠席が増えてきた。

情報の収集・整理

チームづくり：教育Co.、生徒指導担当、担任、養護教諭、SC、管理職
 情報整理：教育Co. が情報整理メモに情報を整理。
 アセスメント：語学理解の課題だけでなく発達の課題が推測される。

校内におけるケース会議

長期目標（学年の終わりまでに）
 本人が毎日登校し、落ち着いて学校生活を送ることができる。

短期目標（1ヵ月後までに）
 適切な支援を行い、教室で過ごせるようにする。
 安定して登校できるよう保護者の理解と協力を得る。

期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
担任や各教科担当が	本人に	すぐに	学習の理解の状況について把握する
養護教諭が	本人に	すぐに	困っていることなどを聞き取る
SCが	本人に	すぐに	授業の様子を観察し適切な支援方法を検討する

ケース会議にて、次のことについて関係機関に協力を求めることとした。

- （ ）内は連絡を取る窓口
- ・ 小学校：保護者の同意のもと、小学校での状況と効果的な対応についての情報収集。（教育Co.）
 - ・ 教育相談C：本人への適切な指導についての指導・助言、ケース会議への出席。（教育Co.）

SC及び教育相談Cの行動観察により、学習や行動については言語の習得の課題だけでなく、発達の課題が推測された。

本人から、「学習についていけず、学校に行きたくないときがある」という気持ちを養護教諭が聞き取った。

通訳ボランティアを依頼し、学校から保護者に状況を説明し、学校の指導内容と教育相談Cやあーすぷらざへの相談を勧め、家庭での協力を求めることにした。

誰が	誰に	期限	手立て（どう支援するのか）
管理職が	市町村教育委員会に	すぐに	通訳ボランティアについて相談する
管理職と担任が	母親に	通訳ボランティアの手配後すぐに	本人状況と学校の支援内容を伝え、教育相談Cやあーすぷらざを紹介する
教育相談Cが	母親と本人に	相談があった時に	相談に対応できるように準備する

今後は、教育相談C担当と教育Co.が窓口となり、連絡調整・情報共有を行う。次回は1ヵ月後に教育相談Cを交えて実施することを確認した。

<ケース会議後>

通訳ボランティアを介して管理職と担任が母親と面談を行い、学校の状況や指導内容について伝えた。

母親からは学校生活について様々な質問があり、これまで学校の状況がわかりにくい中で、不安を抱えながら学校に送り出していた様子がかげえたが、通訳を介して理解できたことで、母親の安心感につながった。

母親も本人の養育について悩みを抱えていることがわかり、教育相談Cへの相談につなげることができた。

また、必要に応じて、あーすぷらざ外国人教育相談が利用できることも紹介した。

学校では教育相談Cでの相談内容や検査結果などを共有することで指導に対して専門的な見地からの助言を受けられることや、学校で適切な支援を継続することができることを伝え、情報共有の了解を得た。

現在、保護者と本人は通訳ボランティアとともに教育相談Cに継続的に通い、学校は教育相談Cと連携しながら本人の指導・支援を行っている。

学校が教育相談Cからの指導・助言を得ながら、本人が落ち着いて学習できるよう環境を整備したところ、本人の学習への意欲がみられるようになった。

家庭での協力を得たことで、遅刻・欠席はなくなり、本人は毎日元気に学校に登校している。



< 参考資料 > 児童虐待 早期発見のためのチェックリスト

このチェックリストは、虐待サインを早期に発見するために、児童・生徒の様子、保護者等の様子、家庭の様子について、それぞれ「緊急的な支援を要するもの」「虐待を疑わせるもの」「虐待の視点を持つ必要のあるもの」に区分して、チェックすべき項目を示しています。「緊急的な支援を要するもの」については、特に注意を要する項目として児童相談所への通告を考慮してください。

なお、ここに示してある項目は、虐待以外の理由によっても起こりうるものも含まれていますが、虐待の原因、兆候であったり、虐待の影響として起こる可能性の高い事項なので、注意深く見守ってください。

また、このチェックリストは、乳幼児の虐待サインも含む内容であり、地域、学校、保健・医療などに共通する項目を示していますので、児童・生徒の発達段階に応じて適宜使用してください。

	項目	状況	内容（具体例）
児童・生徒の様子	緊急的な支援を要するもの	保護を求めている	差し迫った事情が認められ、子ども自身が保護、救済を求めている
		不自然なケガ	複数新旧の傷やアザ、骨折、打撲傷、入院歴、乳幼児揺さぶられ症候群（シェイクンベイビーシンドローム）
		低栄養を疑わせる症状	低身長、低体重（ $-2SD$ 以下）、栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否
		性的被害	性交、性行為の強要、妊娠、性感染症罹患
		自殺未遂	自殺を企てる、ほのめかす
		不自然な長期の欠席	長期間まったく確認できない状況にある
	虐待を疑わせるもの	ケガを隠す行動	話をしない、一貫しない説明、脱衣の拒否、夏に長袖
		異常な食欲	給食などむさぼるように食べ、際限なくおかわりする、異食
		強い不安	衣類を着替える際など異常な不安を見せる
		突然の行動の変化	ぼーっとしている、話をしなくなる、うつうつとする
		治癒しないケガ	治療をしていないため治癒しない、治癒が不自然に遅い
		繰り返される症状	膀胱炎症状の反復、尿路感染や膣炎（性的虐待を疑う）
繰り返される事故		不自然な事故が繰り返し起きている	
性的興味が高い		年齢不相応な性知識、自慰行為、他児の性器を触る、自分の性器を見せる	
過去の介入歴		複数の通告、相談歴、一時保護歴、施設入所歴、入院歴	
保護者への拒否感		おそれ、おびえ、不安を示す、大人に対しての執拗な警戒心	
抑制的な行動が強い		無表情、凍り付くような凝視	
恒常的な不衛生	不潔な衣服、異臭、シラミなどによる湿疹		
虐待の視点を持つ必要のあるもの	攻撃性が強い	いじめ、動物虐待、他児への暴力	
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立する	
	体調の不調を訴える	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの異常	
	睡眠の障害	夜驚、悪夢、不眠、夜尿（学童期以降に発現する夜尿は要注意）	
	不安	暗がりやトイレを怖がるようになる	
	過度の甘え行動が強い	年齢不相応な幼稚さ、担任などを独占したがるなど、過度のスキンシップ	
	丁寧すぎる態度	年齢不相応の言葉遣い、態度	
	性的関心が高い	豊富な性知識、性体験の告白、セクシーな雰囲気	
	性的逸脱	不特定多数を相手にした性交渉、性的暴力、性的いじめ	
	精神的に不安定である	精神的、情緒的に不安定な言動がある	
	反社会的な行動（非行）	深夜徘徊、喫煙、窃盗、シンナー吸引、不純異性交遊	
	嘘が多い	繰り返し嘘をつく、空想的言動が増える	
	保護者の態度を窺う様子	親の顔色を窺う、意図を察知して行動、親と離れると笑顔を見せる	

「乳幼児揺さぶられ症候群」（シェイクンベイビーシンドローム）…脳の成長が未成熟な乳幼児を激しく揺さぶり、衝撃を与え、頭蓋内出血や脳の断裂を起こすこと。

「 $-2SD$ 」…標準成長曲線に示される値の1つで偏差値30にあたる。（ SD = 標準偏差） $-2SD$ 以下の出現率2.3%ときわめて低い。

「不定愁訴」…体のあらゆる部分のだるさ、気持ち悪さなど、違和感の持続的訴え。家庭の不和、悩みなどの心理的要因が背景にある場合がある。

	項目	状況	内容(具体例)
保護者等の様子	緊急的な支援を要するもの	子どもの保護を求めている	差し迫った事情が認められ、子どもの緊急の保護を求めている
		生命に危険な行為	頭部打撃、顔面打撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さづり、戸外放置、溺れさせる
		性的虐待	性器挿入に至らない性的虐待も含む
		養育拒否の言動	「殺してしまいそう」「叩くのを止められない」など差し迫った訴え
		医療ネグレクト	診察、治療が必要だが受診しない、個人的な考えや信条などによる治療拒否
		放置	乳幼児を家に置き外出、車内に置き去りにする
		養育能力の著しい不足	著しく不適切な生活状況となっている
		子どもを監禁	継続的な拘束、監禁、登校禁止
		虐待の認識、自覚なし	しつけとして行っていると主張し、罪障感がない
		子どものケガの不自然な説明	一貫しない説明、症状との明らかな食い違い、詐病(代理によるミュンヒハウゼン症候群)
虐待を疑わせるもの	偏った養育方針(しつけ)	体罰の正当化、非常識な養育観	
	子どもへの過度の要求	理想の押しつけ、年齢不相当な要求	
	育児への拒否的な言動	「かわいくない」「憎い」差別的言動	
	DVがある	激しい夫婦間暴力の繰り返し認められる	
	子どもへの愚弄(くろう)	繰り返し自分の子どもを愚弄する	
	きょうだいとの差別	きょうだいに対する差別的言動、特定の子どもの拒否	
	必要な支援の拒否	保護者自身の治療拒否、必要な社会資源の活用拒否	
虐待の視点を持つ必要のあるもの	精神状態	うつ的、不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ	
	性格的問題	一方的被害感、偏った思いこみ、衝動的、未熟である	
	攻撃性が強い	一方的な学校などへの非難、脅迫行為、他児の親との対立	
	交流の拒否	行事などの不参加、連絡をとることが困難	
		アルコール、薬物等の問題	現在常用している、過去に経験がある、依存
家庭の様子	緊急的な支援を要するもの	ライフラインの停止等	食事が取れない、電気、水道、ガスが止まっている
		異常な音や声	助けを求める悲鳴、叫び
		家族が現認できない	家庭の状況が全くわからない
	虐待を疑わせるもの	継続的な夫婦間の問題	夫婦間の口論、言い争い
		不衛生	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物
		経済的な困窮	頻繁な借金の取り立て
		確認できない長期の不在	原因不明の長期の留守、夜逃げ
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	近隣からの孤立・非難	近隣との付き合いを拒否、非難される
		家族間の暴力、不和	家族、同居者間に暴力、不和がある
		頻繁な転居	理由のわからない頻繁な転居
関係機関に拒否的		特に理由もなく関わりを拒む	
子どもを守る人の不在		日常的に子どもを守る人がいない	
		生活リズムの乱れ	昼夜の逆転など生活リズムが乱れている
その他	虐待のリスクを高める要因	乳幼児	就学前の幼い子ども
		子どもの育てにくさ	子どもの生来の気質などの育てにくさ
		子どもの問題行動	諸々の問題行動(盗み、虚言、自傷など)
		生育上の問題	発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患
		複雑な家族構成	親族外の同居人の存在、不安定な婚姻状況
		きょうだいが多く	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
		保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い、何らかの心的外傷を抱えている
		養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
		養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない
		望まない妊娠、出産	予期しない、不本意な妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
		若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の上出産

「代理によるミュンヒハウゼン症候群」...子どもに不必要な、あるいは有害な薬などを飲ませて、子どもに不自然な症状を頻繁に出現させる。

(平成21年3月に神奈川県児童相談所が作成したものに一部修正を加えました。)

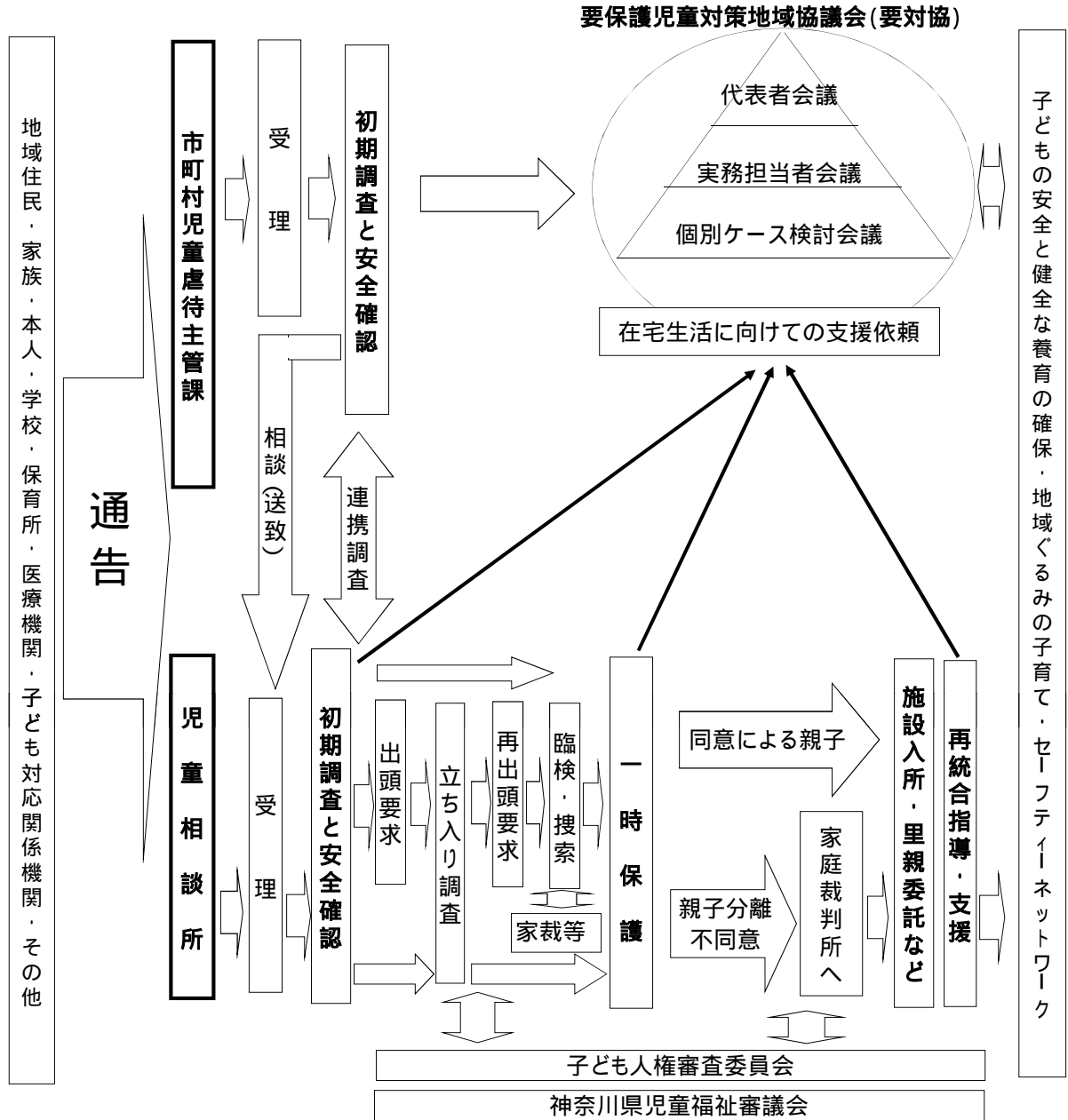
児童・生徒を児童虐待から守るために 神奈川県教育委員会 平成23年3月 より抜粋

< 参考資料 >

市町村・児童相談所等における相談・支援の流れ

虐待の通告がされたとき、このような流れで支援が行われます。

(県の児童相談所が所管する市町村の場合)



(平成21年3月に神奈川県児童相談所が作成したものに一部修正を加えました。)

児童・生徒を児童虐待から守るために 神奈川県教育委員会 平成23年3月 より抜粋

3 関係機関の役割

こんなときどうしますか？

このごろ欠席が増えてきて
気になる生徒がいます。

欠席の要因には、学校だけ
でなく、家庭にも課題がある
ことが考えられます。

こんなときは「関係機関と
の連携」と言われています
が、どの機関がどういう役割
をして、どこにあるのかわか
りません。



そんなときはこのページをめくってみてください。
学校が関係機関と連携するときに、連携が円滑に進むためのヒント
が見つかるかもしれません。

(1) 発達・学習など教育全般についての相談

機関名	主な職務内容や特長など	主なスタッフ	備考
市町村教育相談センター	発達、行動、学校生活、家庭生活等の教育に関する相談に対応 市町村により対応できる内容に違いがあるので事前に把握しておくとうい。	相談員 臨床心理士 医師 など	地域の教育相談センターとして学校や家庭に近く、地域の資源とつながりやすい。
県総合教育センター	3歳から18歳までの子どもの学校教育や家庭教育に関するさまざまな悩みに対応 児童・生徒、保護者、教職員対象の電話・来所・Eメールによる相談センターから学校訪問し、行動観察とケース会議への出席をする要請訪問相談（電話・指定の書式による申込み） 月に1回程度の精神科医による相談（事前予約） カリキュラムコンサルタント（研修会講師） など	相談員 臨床心理士 社会福祉士 医師 など	相談をすすめる中で必要があれば心理アセスメントを行うなど、より専門的な支援につなげる。 保護者に来所相談をすすめる場合は、事前に学校からセンターに電話で相談することが望ましい。
特別支援学校	支援の必要な児童・生徒に対する個別の指導内容・方法についての助言 小中学校の教職員に対する研修の協力 など	教員（地域支援担当） 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床心理士 など	市立・県立 県立学校は県内を6つのブロックに分け、各地域を担当する。 P.48

円滑な連携のためのヒント

- ・ 教育相談コーディネーターや児童・生徒指導担当が中心となり、課題の整理や学校の指導方針の立案をしておくことで連携が円滑に行えます。
- ・ 相談前にスクールカウンセラーに当該児童・生徒の発達についての見立てなどを依頼して助言を受けることが有効です。
- ・ 関係機関では、保護者に対して相談内容や検査結果などを学校と共有し、連携してよいか必ず確認します。学校が保護者に関係機関を紹介するときは、あらかじめ情報共有することの了解を得ておくことで円滑に連携することができます。
- ・ その際には、関係機関との連携により、学校の指導に対して専門的な見地からの助言を受けられることや、学校で適切な支援を継続することができるなど、その有効性を保護者に説明することが重要です。

(2) 不登校についての相談

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町村教育相談センター (再掲)	不登校に関する相談 児童・生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているかを見立て、必要に応じて教育支援センター(適応指導教室)などにつなげる。	相談員 臨床心理士 医師 など	
市町村教育支援センター(適応指導教室)	不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導 不登校児童・生徒の学校生活再会に向けた支援	教員 相談員 など	
フリースクール等	特に定義はないが、民間の運営による不登校の児童・生徒に学習機会を提供しているフリースクールや、居場所としての役割を持つフリースペースがある。	不登校の支援に理解を持った様々なスタッフ	NPO等による運営が盛んになり、支援の窓口が広がった結果、県内には30を超えるフリースペースやフリースクールがある。

円滑な連携のためのヒント

- ・ 教育相談コーディネーターが窓口になるなどして、学校は、教育支援センターやフリースクール等に定期的に出向き、情報を共有することが大切です。子どもの状況に配慮しつつ活動の様子を直接参観したり、児童・生徒とその担任がコミュニケーションできる場を設定したりすることも重要です。
- ・ 不登校については、「こころの問題」や「適応の問題」として相談員や臨床心理士を中心に教育支援センターやフリースクール等との連携を図ることも大切です。また、それだけでなく、広く「進路の問題」や「今後の人生の問題」としてとらえ、長期的な展望をもった支援計画を立てることも必要です。
- ・ 中学生の場合、卒業後の進路の問題として、無理な進学や就労を急ぐあまり、中途退学等でいわゆる「ひきこもり」の原因となる場合もあります。児童・生徒が一人ひとりの個性を生かして社会へと参加できるような成長を促したり、また、充実した人生を過ごしていくための道筋を築いていく支援の第一歩ととらえ、学校と関係機関が共通した長期目標を掲げて協働したりすることが大切です。
- ・ 保護者の協力を得ることが何よりも大切です。そのために教育支援センターやフリースクール等での様子や普段の生活習慣、気持ちの変化などについて定期的に保護者と学校が連絡を取り、その状況に関係機関と情報共有するのも有効な手立てです。また、同様に、保護者と関係機関の情報交換の状況を学校が承知しておくことも大切です。

(3) 児童・生徒に関わる相談や虐待の通告

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町村児童家庭相談窓口	児童福祉法に基づき、児童・生徒の福祉に関し、情報提供、相談対応、調査、指導を行う第一義的な窓口 児童相談所とともに児童虐待（身体的・心理的・性的・養育放棄等）の通告先 要保護児童対策地域協議会の調整機関 市町村により対応できる内容に違いがあるので事前に把握しておくとうい。	相談員 保育士 保健師 など	市町村は第一義的に子どもに関わる相談に対応
県児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県・指定都市等に設置。18歳未満の子どもに関する様々な相談（養護相談：子どもの養育等、保健相談：病気や発達等、障害相談：心身の障害や発達等、非行相談：触法・く犯行為等、育成相談：不登校や家庭内暴力等）に対応 児童福祉司や児童心理司が保護者や関係者から児童・生徒に関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施し指導を行う。行動観察や緊急保護のために一時保護の制度もある。	児童福祉司 児童心理司 児童指導員 児童相談員 保育士 保健師 医師 など	県の機関 緊急性・養護性が高く、より専門的判断が求められる相談に対応

円滑な連携のためのヒント

- ・ 教育相談コーディネーター等が中心となり、課題の整理や行動の要因の分析、学校の指導方針の立案をしておくとう連携が円滑に行えます。
- ・ できるだけ家族の健康状況や経済状況、きょうだい関係や本人の生育についての情報を収集し、整理して記録しておくとう有効です。（P. 62の「情報整理メモ」などのアセスメントシートの活用が有効）
- ・ 虐待についてその判断をするのは市町村または児童相談所です。市町村または児童相談所への通告は、法に定められた学校及び教職員の義務であり、守秘義務違反にはなりません。（児童虐待防止法第6条第3項）
- ・ 虐待の通告は市町村児童家庭相談窓口が第一義的な通告先となっています。
- ・ 通告は、児童・生徒と保護者に対する「公的支援のスタート」ととらえてください。
- ・ 虐待については、早期発見のためのチェックリスト（P. 35）市町村・児童相談所当等における相談・支援のながれ（P. 37）を活用してください。

(4) 児童・生徒や保護者の精神保健についての相談

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町村保健センター 精神保健福祉担当課 (市町村によっては 子育て支援、健康管 理、障害福祉などの 担当課)	精神保健に関する業務 など 市町村により対応できる内 容に違いがあるので事前に把 握しておくとうい。	保健師 相談員 など	
県保健福祉事務所 保健予防課	地域保健法に基づき、各都道府 県・指定都市・中核市に設置 保健予防課は精神保健に関する 業務 「精神保健福祉相談」 保健福祉事務所により相談 日や時間に違いがあるので事 前に把握しておくとうい。	保健師 福祉職 など	横須賀市、藤沢市 は保健所
県精神保健福祉セン ター	精神保健福祉法に基づき、各都 道府県・指定都市に設置。主な業 務は、精神保健に関する相談、 人材育成、普及啓発、調査研 究、精神医療審査会の審査に関 する事務 など 現在学校で対応に困っている事 例で、教職員が精神科医等の専 門的な助言を得たい場合の相談 に対応(随時助言型コンサル テーション)	精神科医 保健師 福祉職 など	市町村教育委員 会から当該の教育 事務所に御相談く ださい。

円滑な連携のためのヒント

<連携がうまくいくためのヒント>

- ・ 情報収集にあたっては、人権に配慮し慎重に行います。

(5) 保護者の経済的な問題に関する相談

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市福祉事務所 生活保護担当	生活保護に関する相談、生活保護の実施機関 市町村により対応できる内容に違いがあるので事前に把握しておくとうい	査察指導員 ケースワーカー など	市
県保健福祉事務所 生活福祉課（鎌倉保健福祉事務所のみ保健福祉課）	生活保護に関する相談、生活保護実施の機関	査察指導員 ケースワーカー 子ども支援員など	郡部 （町村）
	母子家庭の相談、母子寡婦福祉資金（修学資金等）の貸付業務	母子自立支援員 （婦人相談員）	郡部 （町村）

円滑な連携のためのヒント

- ・ 情報収集にあたっては、人権に配慮し慎重に行う必要があります。
- ・ 連携支援の必要な児童・生徒が生活保護世帯であるとわかっている場合は、市福祉事務所（町村の場合は所管する県保健福祉事務所）の査察指導員に連絡を取ります。
- ・ 生活保護世帯には、担当ケースワーカーがいます。地区担当制をとっています。（P.48参照）
- ・ 生活保護を現在受給していない世帯の場合の相談についても、地域の福祉事務所（町村は保健福祉事務所）に相談することができます。
- ・ 電話でも、制度の概要等の説明や相談等ができますが、生活保護を申請することができるのは、基本的には当事者となります。
- ・ 県保健福祉事務所には、生活保護制度と子育てについての専門的知識をもつ「子ども支援員」が配置されており、生活保護家庭の児童・生徒の日常生活支援や教育支援、就職支援などを行います。学校が子ども支援員と連携しながら、指導・支援を行うことが子どもの自立や進路指導のために有効です。

(6) DV(ドメスティックバイオレンス)についての相談

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
市町村DV相談窓口 (市町村によっては福祉、人権などの担当課)	DV防止法に基づく支援 市町村により対応できる内容に違いがあるので事前に把握しておくとうい。	相談員 など	市役所・町村役場の代表窓口からつなげてもらうとうい。
配偶者暴力相談支援センター かながわ県民センター窓口	DVに関する相談。外国籍の方からの相談や男性被害者相談にも対応	相談員など	県
配偶者暴力相談支援センター かながわ女性センター窓口	DVに関する相談	相談員など	県

円滑な連携のためのヒント

- ・ 被害者本人がその事象がDVであることに気付いていない場合が多くあるので、「まず、今困っていることを解決するために相談する」ことを勧めます。
- ・ DV場面の目撃は児童への心理的虐待にあたることを認識することが大切です。
- ・ DV被害者からの様々な相談を受ける場合は、安全な場所を確保した上で、受容的な態度で接するよう配慮する必要があります。

<参考>【受容する言葉】「ああ」「ええ」「そうですね」「なるほど」など

【共感する言葉】「たいへんでしたね」「つらかったですね」など

【安心する言葉】「一緒に考えていきましょう」など

- ・ DV被害者との相談では次の事柄は避ける必要があります。

責めること「なぜ別れないの」

おどすこと

軽視する「今に忘れられる」

疑う「ほんとうですか？」

否定する「許してあげれば」

同情する「かわいそうに」

分析する「本当はそう思っていないのでは？」

指示や命令する「落ち着いてください」

忠告する「家族に話すべきだ」

- ・ 児童・生徒に直接起こるDVとして、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」が考えられます。

<参考資料>「超カンタン デートDVの基礎知識」(かながわ女性センター平成24年7月発行)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100461/p226781.html>

- ・ デートDVについても被害者本人が認識していない場合が多くあるので、同姓の養護教諭やカウンセラーなどの相談の機会を多く持ち、関係機関と連携する必要があります。

(7) 非行・犯罪行為・いじめなどの相談

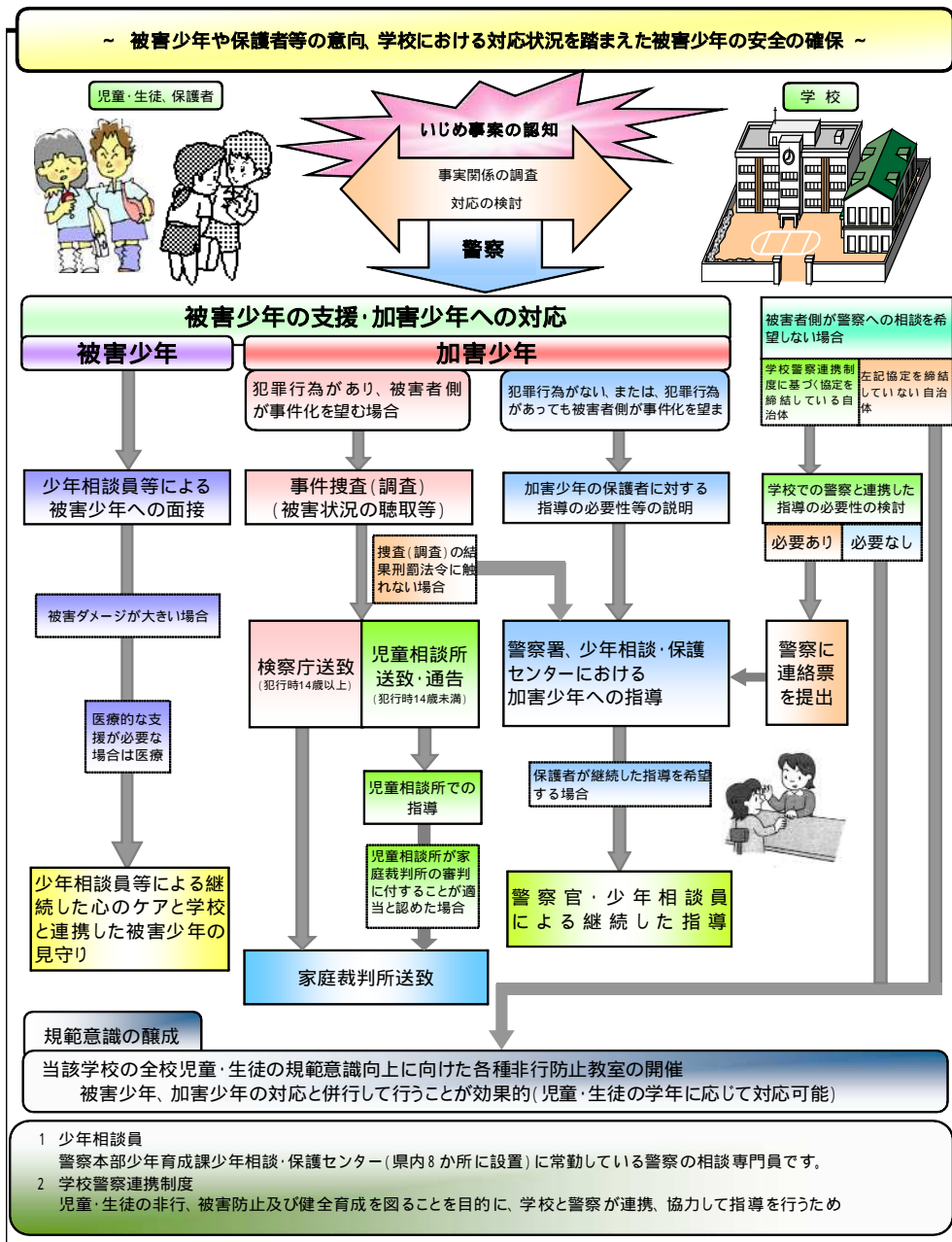
司法機関等
警察の相談機関

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
県警少年相談・保護センター	警察の設置するセンターであり、児童・生徒の非行、問題行動、しつけ、いじめ、犯罪被害に関する相談	少年相談員・警察官など	県

円滑な連携のためのヒント

- 警察の組織ではあるが少年相談の専門機関であり、少年問題に関する相談・支援や指導を行う機関であるということを、保護者や児童・生徒に説明し、理解を得たうえで紹介することが大切です。

警察におけるいじめ事案への対応



(8) 外国につながるのある児童・生徒への支援に関する相談

その他の
機関

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
神奈川県立地球市民 かながわプラザ内 あーすぶらざ 外国人教育相談	外国人の教育をテーマに外国に つながりのある児童・生徒、保護 者、学校関係者、支援者を対象 に来所、電話などによる相談対 応 ＜対応言語＞ 火曜：タガログ語 水曜：ポルトガル語 木曜・土曜：中国語 金曜：スペイン語 毎回 やさしい日本語でも対応	常時、外国人教 育相談コーデ イナーと各言 語を母語とする サポーターの計 2名で相談対応	あーすぶらざ館内 には、他に「一般 相談」（仕事、医 療、国籍など、く らし全般につい て）「法律相談」 （弁護士への相 談）の窓口も併 設。 外国語の資料、外 国につながるの あの子のための学習支 援資料・教材、国 際理解についての 資料等多数揃っ ている。
公益財団法人かなが わ国際交流財団	ホームページにて地域の日本語 教室・学習補修教室情報の掲載な ど、外国につながるのある子ど もを支えるための様々な取り組 みを実施。		

円滑な連携のためのヒント

- ・ 未就学のきょうだいが今後の就学につながっているか確認します。
- ・ 学校生活において本人が困難を抱える要因として「言葉の課題」だけでなく、「発達課題」という視点も必要です。
- ・ 心理等の検査は、日本の文化を理解している、という前提のうえに作成されているため、外国につながるのある児童・生徒の診断は難しい場合が考えられます。
- ・ 集団の中での行動観察等でいねいに見取ることが重要です。
- ・ 保護者も日本の学校生活や文化について十分に理解していないことが考えられるので、通訳を始め様々な資源を活用し、保護者を含めた支援も必要です。

(9) 地域での見守りなど

機関名	主な職務内容	主なスタッフ	備考
民生委員 児童委員 主任児童委員	<p>「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、地域住民の保護、保健・福祉に関する援助・指導。</p> <p>「児童委員」を兼ねる。</p> <p>「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等</p> <p>一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。</p>	<p>民生委員</p> <p>児童委員</p> <p>主任児童委員</p>	

円滑な連携のためのヒント

- ・ 学校行事への参加を依頼するなど、日ごろから顔の見える関係づくりをすることが大切です。

関係機関の担当地域等

特別支援学校の地域ブロック体制

県立特別支援学校では、次のブロックごとに「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「心理職」の4職種の自立活動教諭（専門職）がそろようよう配置されています。

ブロック	特別支援学校
県央・県北ブロック	座間・相模原・津久井・相模原中央支援
湘南ブロック	茅ヶ崎・湘南・平塚盲・平塚ろう
湘南西部・県西ブロック	伊勢原・平塚・秦野・小田原
湘南東部・横須賀ブロック	藤沢・鎌倉・武山・金沢・岩戸

児童相談所の所管市町村

児童相談所名	所管市町村
中央児童相談所	藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 寒川町
平塚児童相談所	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
鎌倉三浦地域児童相談所	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町
小田原児童相談所	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
厚木児童相談所	厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村

保健福祉事務所の所管市町村

保健福祉事務所名	所管市町村
平塚保健福祉事務所	平塚市 大磯町 二宮町
秦野センター	秦野市 伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所	鎌倉市 逗子市 葉山町
三崎センター	三浦市
小田原保健福祉事務所	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
足柄上センター	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
茅ヶ崎保健福祉事務所	茅ヶ崎市 寒川町 藤沢市
厚木保健福祉事務所	厚木市 海老名市 座間市 愛川町 清川村
大和センター	大和市 綾瀬市

関係機関の主なスタッフ

機関名	主なスタッフ	主な職務内容
特別支援学校	地域支援担当教員	小・中学校等の教員への支援、特別支援教育等に関する相談・情報提供、福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整等の特別支援学校の地域センター機能を担う、教育相談コーディネーター等の教員
	理学療法士	骨・筋肉・神経の構造を理解し、人の動きの中で、歩行のような大きな動きの改善に関わる専門家
	作業療法士	粗大運動、巧緻動作、日常生活技能、学習基礎能力、社会・心理的発達などの、発達課題にかかわる専門家
	言語聴覚士	言葉やコミュニケーションの力を育むための支援にかかわる専門家
	心理職	学習面、心理・社会面、進路面、健康面など、発達全体にかかわる専門家
児童相談所	児童福祉司	地域を直接担当し、子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じ、必要な調査、社会診断、関係機関との調整等を行う。
	児童心理司	子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって心理診断や心理療法、カウンセリング等を行う。
	児童指導員	一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断等を行う。
	児童相談員	子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じる。
市福祉事務所など	査察指導員	ケースワーカーの行う業務のスーパーバイザー
	ケースワーカー	生活保護世帯へ家庭訪問等により相談援助を行い、関係機関と連携し、自立を支援する。保護費の認定も行う。
県保健福祉事務所	子ども支援員	ケースワーカーとともに生活保護世帯の子どもとその親に対して、家庭訪問や関係機関への訪問を通じて、養育・教育支援等を行う。
	母子自立支援員	母子、ひとり親相談、母子寡婦福祉基金（就学資金等）の貸付業務等を行う。
	女性相談員	DV相談等を行う。保健福祉事務所では、母子自立支援員も兼ねている。
警察署	少年補導員	地区担当を決め、地域と密着した非行・被害防止活動を推進する。

関係機関所在地・連絡先等

1 市町村教育相談センター

	機関名	所在地	電話番号
1	鎌倉市教育センター相談室	〒248-0012 鎌倉市御成町18-35	TEL 0467-24-3495
2	藤沢市学校教育相談センター	〒251-0871 藤沢市善行7-7-24	TEL 0466-90-0660
3	茅ヶ崎市教育センター青少年教育相談室	〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂3-5-37	TEL 0467-86-9963
4	逗子市教育研究所	〒249-0005 逗子市桜山5-20-29	TEL 046-872-2898 TEL 046-872-9498
5	三浦市教育相談室・相談指導教室	〒238-0223 三浦市原町15-29	TEL 046-881-3380
6	葉山町教育研究所	〒240-0112 三浦郡葉山町堀内2050-9	TEL 046-875-7295
7	寒川町教育研究室	〒253-0106 高座郡寒川町宮山165	TEL 0467-73-4639
8	厚木市青少年教育相談センター	〒243-8511 厚木市中町3-16-1	TEL 046-221-8080
9	大和市青少年相談室	〒242-0021 大和市中心1-5-14	TEL 046-260-5036
10	海老名市青少年相談センター	〒243-0434 海老名市上郷474-4	TEL 046-234-8700
11	座間市教育研究所	〒228-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1	TEL 046-259-2164
12	綾瀬市教育研究所	〒252-1192 綾瀬市早川550	TEL 0467-79-0222
13	綾瀬市適応指導教室	〒252-1107 綾瀬市深谷中5-15-2	TEL 0467-76-1010
14	愛川町教育開発センター	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1	TEL 046-206-1061
15	清川村教育委員会事務局学校教育係	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	TEL 046-288-1215
16	平塚市子ども教育相談センター	〒254-0041 平塚市浅間町4-39	TEL 0463-36-6013
17	こども家庭相談班	〒257-0054 秦野市緑町16-3	TEL 0463-82-5273
18	伊勢原市教育センター	〒259-1142 伊勢原市田中316-1	TEL 0463-95-2211 (代表) TEL 0463-94-8900(相談専用)
19	大磯町教育研究所	〒255-0005 中郡大磯町西小磯286	TEL 0463-60-3670

	機関名	所在地	電話番号
20	二宮町教育研究所	〒259-0196 中郡二宮町二宮961	TEL 0463-72-2883
21	南足柄市適応指導教室やすらぎ	〒250-0105 南足柄市関本403- 2 りんどう会館内3階	TEL 0465-74-3770
22	教育支援センターたんぽぽ教室	〒259-0151 足柄上郡中井町井ノ口1843- 1井ノ口公民館内	TEL 0465-80-0080
23	大井町教育委員会	〒258-8501 足柄上郡大井町金子1995	TEL 0465-85-5015
24	松田町教育委員会	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037	TEL 0465-83-7023
25	山北町教育委員会	〒250-0195 足柄上郡山北町山北1301- 4	TEL 0465-75-3648
26	開成町教育委員会 教育総務課	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773	TEL 0465-82-5221
27	小田原市教育委員会 教育指導課	〒250-8555 小田原市荻窪300	TEL 0465-33-1729
28	箱根町教育支援室	〒250-0311 足柄下郡箱根町湯本266	TEL 0120-110-993
29	真鶴町教育委員会	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩172- 8	TEL 0465-68-1551
30	真鶴町教育支援センター	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩172- 8	TEL 0465-68-1920
31	湯河原町教育委員会	〒259-0301 足柄下郡湯河原町中央2 -21- 3	TEL 0465-62-1100

2 県立総合教育センター

	機関名	所在地	電話番号
1	神奈川県立総合教育センター 教育相談センター・亀井野庁舎	〒252-0813 藤沢市亀井野2547-4	TEL 0466-81-8521 (代) FAX 0466-83-4500

3 特別支援学校

	機関名	所在地	電話番号
1	神奈川県立平塚盲学校	〒254-0047 平塚市追分10- 1	TEL 0463 (31) 0948 FAX 0463 (31) 5996
2	神奈川県立平塚ろう学校	〒254-0074 平塚市大原 2 - 1	TEL 0463 (32) 0129 FAX 0463 (32) 1646
3	神奈川県立鶴見養護学校 (知的障害)	〒230-0071 横浜市鶴見区駒岡 4 -40- 1	TEL 045 (573) 4787 FAX 045 (584) 8502
4	神奈川県立横浜南養護学校 (病弱)	〒232-0066 横浜市南区六ッ川 2 -138- 4	TEL 045 (712) 4046 FAX 045 (742) 9710
5	神奈川県立保土ヶ谷養護学校 (知的障害)	〒240-0026 横浜市保土ヶ谷区権太坂 1 - 8 - 1	TEL 045 (714) 0126 FAX 045 (742) 9716
6	神奈川県立金沢養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒236-0051 横浜市金沢区富岡東 2 - 6 - 1	TEL 045 (770) 0456 FAX 045 (775) 4121
7	神奈川県立みどり養護学校 (知的障害)	〒226-0002 横浜市緑区東本郷 5 -18- 1	TEL 045 (471) 7941 FAX 045 (474) 4707
8	神奈川県立瀬谷養護学校 (知的障害)	〒246-0005 横浜市瀬谷区竹村町28- 1	TEL 045 (302) 1616 FAX 045 (304) 2950
9	神奈川県立三ツ境養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町468	TEL 045 (365) 3711 FAX 045 (361) 9695
10	神奈川県立中原養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒211-0035 川崎市中原区井田 3 -13- 1	TEL 044 (755) 1632 FAX 044 (752) 7786
11	神奈川県立高津養護学校 (知的障害)	〒213-0035 川崎市高津区向ヶ丘16	TEL 044 (865) 0477 FAX 044 (877) 2626
12	神奈川県立麻生養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒215-0013 川崎市麻生区王禅寺303- 1	TEL 044 (980) 4850 FAX 044 (986) 2517
13	神奈川県立津久井養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒252-0175 相模原市緑区若柳44	TEL 042 (684) 4860 FAX 042 (684) 4861
14	神奈川県立相模原養護学校 (知的障害)	〒252-0336 相模原市南区当麻814	TEL 042 (778) 0331 FAX 042 (778) 4957
15	神奈川県立岩戸養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒239-0844 横須賀市岩戸 5 - 6 - 5	TEL 046 (839) 4500 FAX 046 (849) 3200
16	神奈川県立武山養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒238-0313 横須賀市武 3 -35- 1	TEL 046 (856) 5800 FAX 046 (857) 6367
17	神奈川県立平塚養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒259-1215 平塚市寺田縄590	TEL 0463 (58) 0456 FAX 0463 (59) 4248

	機関名	所在地	電話番号
18	神奈川県立湘南養護学校 (知的障害)	〒254-0061 平塚市御殿4-14-1	TEL 0463 (34) 7212 FAX 0463 (34) 8707
19	神奈川県立鎌倉養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒247-0075 鎌倉市関谷566	TEL 0467 (45) 1482 FAX 0467 (43) 4804
20	神奈川県立藤沢養護学校 (知的障害)	〒252-0813 藤沢市亀井野2547-19	TEL 0466 (82) 8101 FAX 0466 (83) 3520
21	神奈川県立小田原養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒250-0865 小田原市蓮正寺1021	TEL 0465 (37) 2755 FAX 0465 (37) 5356
22	神奈川県立茅ヶ崎養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒253-0083 茅ヶ崎市西久保29-1	TEL 0467 (57) 5379 FAX 0467 (57) 5371
23	神奈川県立秦野養護学校 (知的障害)(病弱)	〒257-0025 秦野市落合500	TEL 0463 (81) 0948 FAX 0463 (83) 4118
24	神奈川県立伊勢原養護学校 (知的障害)	〒259-1116 伊勢原市石田1390	TEL 0463 (93) 7916 FAX 0463 (96) 2457
25	神奈川県立座間養護学校 (知的障害)(肢体不自由)	〒252-0024 座間市入谷2-314-1	TEL 046 (255) 2251 FAX 046 (252) 5379
26	相模原中央支援学校 (視覚障害)(聴覚障害)(知的障害)(肢体不自由)	〒252-0221 相模原市中央区高根1-5-36	TEL 042 (768) 8510 FAX 042 (768) 8519
27	横浜ひなたやま支援学校 (知的障害)	〒246-0034 横浜市瀬谷区南瀬谷2-20	TEL 045-300-5611 FAX 045 (303) 2330

4 市町村教育支援センター

	機関名	所在地	電話番号
1	鎌倉市教育支援教室「ひだまり」	〒247-0056 鎌倉市大船4-1-25 大船中学校内	TEL 0467-24-3495
2	藤沢市相談支援教室	〒251-0817 藤沢市善行7-7-24 藤沢市学校教育相談センター内	TEL 0466-90-0660
3	茅ヶ崎市教育センターあすなる教室	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-5-47	TEL 0467-58-1123
4	逗子市適応指導教室「なぎさ」	〒249-0005 逗子市桜山5-20-29 逗子市青少年会館・教育研究所内	TEL 046-873-1111
5	三浦市教育相談室・相談指導教室	〒238-0223 三浦市原町15-29	TEL 046-881-3380
6	葉山町教育支援センター	〒240-0115 三浦郡葉山町上山口158	TEL 046-878-7727
7	寒川町相談指導教室	〒253-0106 高座郡寒川町宮山934	TEL 0467-73-4085
8	厚木市相談指導教室	〒243-0004 厚木市水引1-1-3 厚木中学校内	TEL 046-225-2648
9	厚木市適応指導ルーム「なかま」	〒243-8511 厚木市中町3-16-11 厚木市青少年教育相談センター内	TEL 046-225-2520
10	大和市教育支援教室「まほろば教室」	〒242-0021 大和市中央1-5-14大和市青少年センター内	TEL 046-260-5032
11	海老名市青少年相談センター教育支援教室「びなるーむ」	〒243-0434 海老名市上郷474-4 海老名市中央図書館内	TEL 046-232-1011
12	座間市適応指導教室「つばさ」	〒252-0023 座間市立野台1-1-4 座間市立青少年相談センター内	TEL 046-252-8460
13	綾瀬市適応指導教室「ルピナス教室」	〒252-1107 綾瀬市深谷中5-15-2	TEL 0467-76-1010
14	愛川町相談指導教室	〒243-0307 愛甲郡愛川町半原105 愛川町役場半原出張所内	TEL 046-281-1349

	機関名	所在地	電話番号
15	清川村教育支援センター	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場庁舎内	TEL 046-288-1215
16	平塚市適応指導教室	〒254-0041 平塚市浅間町4-39 平塚市子ども教育相談センター内	TEL 0463-36-6028
17	秦野市教育支援教室「いずみ」	〒257-0051 秦野市今川町1-3 なでしこ会館5F	TEL 0463-84-8110
18	伊勢原市適応指導教室	〒259-1132 伊勢原市桜台1-31-5 大原 児童館内	TEL 0463-91-0900
19	大磯町適応指導教室「つばさ」	〒255-0005 中郡大磯町西小磯286 こいそ幼稚園内	TEL 0463-61-8795
20	二宮町教育支援室「やまびこ」	〒259-0123 中郡二宮町二宮961番地 二宮町教育委員会2F	TEL 0463-72-2883
21	南足柄市適応指導教室「やすらぎ」	〒250-0105 南足柄市関本403-2 りんどう会館内	TEL 0465-74-3770
22	中井町教育支援センターたんぽぽ教室	〒259-0151 足柄上郡中井町井ノ口1843-1 中井町井ノ口公民館内	TEL 0465-80-0080
23	大井町適応指導教室「かがやき」	〒258-8501 足柄上郡大井町金子1995 大井町総合体育館内	TEL 0465-83-1311 (内線413)
24	松田町適応指導教室ほほえみ教室	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領927	TEL 0465-83-7023
25	山北町適応指導教室	〒258-0012 足柄上郡山北町岸1396 山北町岸集会所内	TEL 0465-75-2070
26	開成町適応指導教室「あじさいルーム」	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島4282-1	TEL 0465-83-4387
27	小田原市教育相談指導学級しろやま教室	〒250-0045 小田原市城山4-2-11 青少年相談センター内	TEL 0465-22-5618
28	小田原市教育相談指導学級マロニエ教室	〒250-0872 小田原市中里273-6 川東タウンセンター・マロニエ内	TEL 0465-45-1188

	機関名	所在地	電話番号
29	箱根町教育支援室	〒250-0311 足柄下郡箱根町湯本266	TEL 0120-110-993
30	真鶴町教育支援センター	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩172- 8 真 鶴町立町民センター内	TEL 0465-68-1920
31	湯河原町適応指導教室	〒259-0305 足柄下郡湯河原町城堀57 湯 河原町地域センター内	TEL 0465-63-2111

5 市町村児童家庭相談窓口

	機関名	所在地	電話番号
1	平塚市 こども家庭課こども総合相談担当	〒254-8686 平塚市浅間町 9 - 1	TEL 0463-21-9843
2	鎌倉市 こども相談課相談室担当	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10	TEL 0467-61-3751
3	藤沢市 子ども家庭課子ども家庭担当	〒251-8601 藤沢市朝日町 1 - 1	TEL 0466-50-3569
4	小田原市 子育て政策課こども相談係	〒250-8555 小田原市荻窪300	TEL 0465-33-1873
5	茅ヶ崎市 こども育成相談課こども家庭相談担当	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1 - 1 - 1	TEL 0467-82-1111
6	逗子市 子育て支援課子育て支援係	〒249-8686 逗子市逗子 5 - 2 -16	TEL 046-873-1111
7	三浦市 子ども課	〒238-0298 三浦市城山町 1 - 1	TEL 046-882-1111
8	秦野市 健康子育て課 こども家庭相談班	〒257-0054 秦野市緑町16- 3	TEL 0463-82-6241
9	厚木市 こども家庭課 子育て家庭相談担当	〒243-0018 厚木市中町3-17-17	TEL 046-225-2244
10	大和市 保育家庭課 家庭こども相談担当	〒242-8601 大和市鶴間 1 -31- 7	TEL 046-260-5618
11	伊勢原市 子ども家庭相談室	〒259-1188 伊勢原市田中348	TEL 0463-94-4711
12	海老名市子育て支援課 子ども家庭相談室	〒243-0492 海老名市勝瀬175- 1	TEL 046-235-4825
13	座間市 子育て支援課子育て支援係	〒228-8566 座間市緑ヶ丘 1 - 1 - 1	TEL 046-252-7969
14	南足柄市 子ども課子育て支援班	〒250-0192 南足柄市関本440	TEL 0465-73-8023
15	綾瀬市 子育て支援課子育て支援担当	〒252-1192 綾瀬市早川550	TEL 0467-77-1111

	機関名	所在地	電話番号
16	葉山町 子ども育成課子育て相談係	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135	TEL 046-876-1111
17	寒川町 子ども青少年課子ども家庭担当	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165	TEL 0467-74-1111
18	大磯町 子育て支援課 子育て支援係	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183	TEL 0463-61-4100
19	二宮町 子ども育成課育成相談班	〒259-0196 中郡二宮町二宮961	TEL 0463-71-3311
20	中井町 福祉課子育て支援班	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪104- 1	TEL 0465-81-5548
21	大井町 子育て健康課	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964- 1	TEL 0465-83-8011
22	松田町 健康福祉課健康づくり係	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037	TEL 0465-83-1226
23	山北町 福祉課福祉推進班	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301- 4	TEL 0465-75-3644
24	開成町 福祉課福祉係	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773	TEL 0465-84-0316
25	箱根町 子育て支援課子ども家庭係	〒250-0398 足柄下郡箱根町箱根湯本256	TEL 0460-85-9595
26	真鶴町 健康福祉課	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244- 1	TEL 0465-68-1131
27	湯河原町 福祉課	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央 2 - 2 - 1	TEL 0465-63-2111
28	愛川町 子育て支援課子ども福祉班	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251- 1	TEL 046-285-6932
29	清川村 保健福祉課保健予防係	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	TEL 046-288-3861

6 児童相談所

	機関名	所在地	電話番号
1	県中央児童相談所	〒252-0813 藤沢市亀井野3119	TEL 0466-84-1600
2	県平塚児童相談所	〒254-0075 平塚市中原 3 - 1 - 6	TEL 0463-73-6888
3	県鎌倉三浦地域児童相談所	〒238-0006 横須賀市日の出町 1 - 4 - 7	TEL 046-828-7050
4	県小田原児童相談所	〒250-0042 小田原市荻窪350- 1	TEL 0465-32-8000
5	県厚木児童相談所	〒243-0004 厚木市水引 2 - 3 - 1	TEL 046-224-1111

7 県保健福祉事務所

	機関名	所在地	電話番号
1	平塚保健福祉事務所	〒254-0051 平塚市豊原町 6 -21	TEL 0463-32-0130
2	平塚保健福祉事務所秦野センター	〒257-0031 秦野市曾屋 2 - 9 - 9	TEL 0463-82-1428
3	鎌倉保健福祉事務所	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 2 -16-13	TEL 0467-24-3900
4	鎌倉保健福祉事務所三崎センター	〒238-0221 三浦市三崎町六合32	TEL 046-882-6811
5	小田原保健福祉事務所	〒250-0042 小田原市荻窪350- 1	TEL 0465-32-8000
6	小田原保健福祉事務所足柄上センター	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2	TEL 0465-83-5111
7	茅ヶ崎保健福祉事務所	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1 - 8 - 7	TEL 0467-85-1171
8	厚木保健福祉事務所	〒243-0004 厚木市水引 2 - 3 - 1	TEL 046-224-1111
9	厚木保健福祉事務所大和センター	〒242-0021 大和市中央 1 - 5 -26	TEL 046-261-2948

8 県精神保健福祉センター

	機関名	所在地	電話番号
1	神奈川県精神保健福祉センター	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2 - 5 - 2	TEL 045-821-8822 FAX 045-821-1711

9 市福祉事務所

	機関名	所在地	電話番号
1	藤沢市福祉事務所	〒251-8601 藤沢市朝日町 1 - 1	TEL 0466-25-1111
2	平塚市福祉事務所	〒254-8686 平塚市浅間町 9 - 1	TEL 0463-23-1111
3	鎌倉市福祉事務所	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10	TEL 0467-23-3000
4	小田原市福祉事務所	〒250-8555 小田原市荻窪300	TEL 0465-33-1300
5	茅ヶ崎市福祉事務所	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1 - 1 - 1	TEL 0467-82-1111
6	逗子市福祉事務所	〒249-8686 逗子市逗子 5 - 2 -16	TEL 046-873-1111
7	三浦市福祉事務所	〒238-0298 三浦市城山町 6 - 6	TEL 046-882-1111
8	秦野市福祉事務所	〒257-8501 秦野市桜町 1 - 3 - 2	TEL 0463-82-5111
9	厚木市福祉事務所	〒243-0018 厚木市中町 3 -16- 1	TEL 046-225-2200
10	大和市福祉事務所	〒242-0004 大和市鶴間 1 -31- 7 大和市保健福祉センター内	TEL 046-260-5685
11	伊勢原市福祉事務所	〒259-1188 伊勢原市田中348	TEL 0463-94-4711
12	海老名市福祉事務所	〒243-0492 海老名市勝瀬175- 1	TEL 046-231-2111
13	座間市福祉事務所	〒252-8566 座間市緑ヶ丘 1 - 1 - 1	TEL 046-255-1111
14	南足柄市福祉事務所	〒250-0192 南足柄市関本440	TEL 0465-74-2111
15	綾瀬市福祉事務所	〒252-1192 綾瀬市早川550	TEL 0467-77-1111

10 配偶者暴力相談支援センター

	機関名	所在地	電話番号
1	かながわ県民センター窓口 月～金曜の9時～21時（面接時間は17時まで）祝日の金曜は休み	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	TEL 045-313-0745 TEL 045-313-0807
2	かながわ女性センター窓口 火～日曜の9～12時/13時～17時ただし、木曜は12時まで祝日の火～木曜は休み	〒251-0036 藤沢市江の島1-11-1	TEL 0466-27-9799 面接相談は要予約
3	外国籍の方からの相談 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語 月～土曜の10時～17時（面接相談は16時まで）	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	TEL 050-1501-2803 面接相談は要予約
4	男性被害者相談 月～金曜の9～21時（面接相談は毎月第2・4日曜の13時～16時30分）祝日の金曜は休み	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	TEL 045-313-0745 面接相談は要予約
5	女性への暴力相談週末ホットライン 土・日曜及び祝日の金曜の17時～21時		TEL 045-313-0745

夜間緊急時連絡先:21時～翌9時

県配偶者暴力相談支援センター(かながわ県民センター窓口)045(313)0745

緊急時(事件発生時)は110番

11 県警少年相談・保護センター

	機関名	所在地	電話番号
1	横須賀方面事務所	横須賀市日の出町 1 - 4 - 7 (県鎌倉三浦地域児童相談所 2 階)	TEL 046-821-3294
2	湘南方面事務所	平塚市西八幡 1 - 3 - 1 (県平塚合同庁舎北館)	TEL 0463-23-3146
3	県西方面事務所	小田原市荻窪350- 1 (県小田原合同庁舎 2 階)	TEL 0465-32-7358
4	県央方面事務所	厚木市水引 2 - 3 - 1 (県厚木合同庁舎新館 2 階)	TEL 046-222-8109
5	相模原方面事務所	相模原市南区相模大野 6 - 3 - 1 (県高相合同庁舎 2 階)	TEL 042-741-3887

12 神奈川県立地球市民かながわプラザ内あーすぷらざ外国人教育相談

	機関名	所在地	電話番号
1	神奈川県立地球市民かながわプラザ内あーすぷらざ外国人教育相談	〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷 1 - 2 - 1	TEL 045 - 896 - 2970 (日本語) TEL 045 - 896 - 2972 (タガログ語 / ポルトガル語 / 中国語 / スペイン語) FAX 045-896-2894

情報整理メモ(様式)

個人が特定される情報は必要最小限で

氏名		男・女	生年月日	
----	--	-----	------	--

				4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
1年(次)	組	番	欠席													
			遅刻													
			早退													
2年(次)	組	番	欠席													
			遅刻													
			早退													
3年(次)	組	番	欠席													
			遅刻													
			早退													
4年(次)	組	番	欠席													
			遅刻													
			早退													
5年(次)	組	番	欠席													
			遅刻													
			早退													
6年(次)	組	番	欠席													
			遅刻													
			早退													

ケース概要		家族図
-------	--	-----

家族・環境	
-------	--

学校生活	<p>全体的な印象</p> <p>気になる様子</p> <p>友人</p>
------	---------------------------------------

校外での様子	
--------	--

本 人	基本的な生活習慣			
	行動の特徴			
	基礎学力			
	言語・コミュニケーション			
	健康面			
	社会性・対人関係			
	興味・関心			
	気持ち・思い			
アセスメント				
目 標	長期（期限　　）			
	短期（期限　　）			
手 だ て	誰が	誰に	いつまでに	どうする

参考URL

< 問題行動等に関する資料 >

- ・ 「生徒指導提要」 文部科学省 平成22年3月
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm
- ・ 「登校支援のポイントと有効な手立て」
神奈川県教育委員会 平成19年
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572710.html>

< いじめ対策サポート会議・神奈川県教育委員会作成資料 >

- ・ 「学校のいじめ初期対応のポイント」
- ・ 「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」
- ・ 「保護者・地域の皆様へ いじめをしない させない 許さない！」
平成25年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470374/p657386.html>
- ・ 「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」
神奈川県教育委員会 平成25年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p678341.html>

< 関係機関との連携等に関する資料 >

- ・ 「生徒指導資料第4集 学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～」
国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成23年3月
http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/4syu-kaitai/pdf/4syuu_all.pdf
- ・ 「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～
神奈川県教育委員会 平成23年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>
- ・ 「関係機関との連携構築支援プログラム」
神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課 平成25年6月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f152/p463703.html>
- ・ 「協働チーム宣言」
自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実
神奈川県教育委員会 平成22年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6722/>
- ・ 「不登校児童・生徒の学校生活再開や将来の社会的自立に向けて」
神奈川県教育委員会 平成25年5月一部変更
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572031.html>

< 教育相談・学習支援等に関する資料 >

- ・ 子どものニーズの解決に向けた多職種協働チームの行動連携の在り方
神奈川県立総合教育センター 平成19年3月
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h18pdf/Tasyokusyu.pdf>

- ・「教育相談事例から考えるいじめとその対応」
総合教育センター 平成19年4月
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>
- ・「はじめようケース会議Q & A」
神奈川県立総合教育センター 平成21年3月
http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf
- ・「明日から使える支援のヒント～教育のユニバーサルデザインをめざして～」
神奈川県立総合教育センター 平成22年3月
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/hint.pdf>
- ・「外国につながるのがある児童生徒への指導・支援の手引き」
神奈川県教育委員会 平成24年6月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420361/>

< 自殺等に関する資料 >

- ・「中高生の自殺予防に向けた こころサポートハンドブック」
神奈川県教育委員会 平成23年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
文部科学省 平成22年3月
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/__icsFiles/afielddfile/2010/11/16/1292763_02.pdf
- ・「児童・生徒を児童虐待から守るために」
神奈川県教育委員会 平成23年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/165772.pdf>

< 体罰防止に関する資料 >

- ・「体罰防止ガイドライン」「校内研修ツール」
神奈川県教育委員会 平成25年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480328/>

< 関係機関紹介 >

- ・ あーすぷらざ ホームページ
<http://www.earthplaza.jp/>
- ・ 公益財団法人かながわ国際交流財団 ホームページ
<http://www.k-i-a.or.jp/>

<p>活用ガイドライン 平成26年3月 一部改訂</p>
